

第十九回国会
衆議院

農林委員會議錄第三十号

昭和二十九年四月十四日(水曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事足立 篤郎君 理事佐藤洋之助君

理事綱島 正興君 理事福田 喜東君

理事吉川 久衛君 理事芳賀 貢君

理事川俣 清吾君

小枝 一雄君

松岡 俊三君

金子與重郎君

井谷 正吉君

安藤 覺君

出席國務大臣

農林大臣 保利 茂君

通商産業大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

總理府事務官(經濟審議庁調整部長) 松尾 金藏君

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

林野庁長官 柴田 榮君

通商産業事務官(輕工業局長) 中村辰五郎君

委員外の出席者

大藏事務官(主税局税制第一課長) 白石 正雄君

農林事務官(林野庁林政部長) 白井 俊郎君

通商産業事務官(輕工業局長) 楠手 操六君

官(肥料部長) 藤井 信君

専門員 難波 理平君

専門員 藤井 信君

四月十日

委員山村新治郎君辭任につき、その

補欠として、安藤覺君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

委員井谷正吉君辭任につきその補欠として、山本幸一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日

委員松浦周太郎君、山本幸一君及び中村時雄君辭任につきその補欠として、金子與重郎君、井谷正吉君及び堤ツルヨ君が議長の指名で委員に選任された。

四月十三日
国有林野法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)
同月九日
木炭公營検査強化に関する請願(佐藤善一郎君紹介)(第四二九四号)
同(秋元たけ子君紹介)(第四二九五号)
同(栗山博君紹介)(第四三二七号)
同(坂田道太君紹介)(第四三四六号)
八郎湯干拓工事促進に関する請願(石田博英君紹介)(第四二九六号)
酪農振興法制定促進等に関する請願(中村時雄君紹介)(第四二九七号)
農業改良普及事業費国庫補助に関する請願(佐々木盛雄君紹介)(第四二二八号)
農地改革による犠牲者救済等に関する請願(福田一君紹介)(第四三三一八号)
家畜保健衛生所の施設拡充に関する請願(牧野寛策君紹介)(第四三六七七号)

日高種畜牧場売渡に関する請願(小平忠君紹介)(第四三三八号)
農業災害補償制度の国営化に関する請願外一件(吉川久衛君紹介)(第四三九〇号)
小栗田原地帯開田のための現地測量実施に関する請願(三宅正一君紹介)(第四三九一號)
の審査を本委員会に付託された。
同日
食糧事務所の機構縮小反対に関する陳情書(宮崎市議會議長本島才次郎)(第二二二三号)
家畜保健衛生所廃止反対に関する陳情書(京都府加佐郡岡田中村長小嶋九兵衛外五名)(第二二一四号)
昭和二十九年年度輸入糖に関する陳情書(東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目十五番地全国砂糖貿易商組合連合会長殿木市太郎)(第二二一五号)
政府所有糖第二次入札に関する陳情書(東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目十五番地全国砂糖貿易商組合連合会長殿木市太郎)(第二二一五号)
陳情書(長崎県村田議會議長會長浦口淳一)(第二二一七号)
中小菓子製造業者の危機対策に関する陳情書(秋田市大町四丁目秋田県菓子協同組合理事長蔵井薫)(第二二一八号)
同(金沢市安江町六十四番地金沢菓子工業協同組合理事長中宮茂松)(第二二一九号)

農林省茶原種農場地方移譲反対の陳情書(札幌市長高城憲夫外六名)(第二二二〇号)
有明海干拓事業促進の陳情書(長崎県村田議會議長會長浦口淳一)(第二二二一號)
食糧自給確保国民運動実施に関する陳情書(石川県議會議長宮永盛雄)(第二二二二號)
「農振興法制定促進並びに適地指定に関する陳情書(愛媛県議會議長井部栄治)(第二二七九三號)
砂糖の統制反対に関する陳情書(東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目全国砂糖貿易商組合連合會長殿木市太郎)(第二二七九四号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
小委員の補欠選任
保安林整備臨時措置法案(内閣提出第一一〇号)
国有林野法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)
臨時疎安需給安定法案(内閣提出、第十六回国會案第一六七号)
○井出委員長 これより會議を開きます。
昨十三日本委員会に付託に相なりました内閣提出国有林野法等の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入ります。まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。保利農林大臣。

国有林野法等の一部を改正する法律案
国有林野法等の一部を改正する法律
(国有林野法の一部改正)
第一条 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七条・第八条」を「第七条・第八条の四」に改める。
第三章中第八条の次に次の三条を加える。
(無償貸付等)
第八条の二 農林大臣は、国有林野を左に掲げる施設の用に供するため、地方公共団体、水害予防組合、水害予防組合連合、土地改良区、土地改良区連合、森林組合、森林組合連合、農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合に対し貸し付け、又は使用させるときは、政令の定めるところによりその貸付又は使用の対価を、無償とし、又は時価よりも低く定めることができる。
一 林道又は農道
二 水道施設又は用排水路
三 水害又は火災の予防施設
四 船揚場、水産物干場又は漁具干場
五 その他公用、公共用又は公益事業の用に供する施設で政令で定めるもの

2 前項の規定により国有林野を無償で貸し付け、又は使用させる場合には、国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

第八條の三 農林大臣は、国有林野を当該国有林野の所在する地方の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住する者との共同の利用に供するため左に掲げる土地として貸し付け、又は使用させる場合において、これらの者の生業の維持又は農林漁業経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その貸付又は使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

- 一 放牧地又は採草地
- 二 ため池又は用排水路の敷地
- 三 林道又は農道の敷地
- 四 その他農林漁業の用に供する共同利用施設で政令で定めるものの敷地

(貸付等の対価の減免)

第八條の四 農林大臣は、国有林野を当該国有林野の所在する地方の農林漁業の用に供するため貸し付け、又は使用させている場合において、風水害、冷害等の災害で異常、且つ、広範囲なものにより、その借受人又は使用者が、当該国有林野の貸付又は使用の対価を納付することが著しく困難であると認められるときは、これらの者に對しその困難の程度に応じて当該貸付若しくは使用の対価を減じ、又はその支払を免除することがで

きる。

第二十一條の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「使用の対価を徴しない旨の定をする」とを「使用の対価を徴しない旨の定をし、又は使用の対価を時価よりも低く定めること」に改める。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條の二 第十八條の規定により国有林野を使用させている場合には、第八條の四の規定を準用する。

(国有林野整備臨時措置法の一部改正)

第二條 国有林野整備臨時措置法(昭和二十六年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則 附則第二項中「公布の日から起算して三年を経過した時に」を「昭和三十年三月三十一日限り」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○保利國務大臣 議題となりました国有林野法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、国有林野と地元とは、沿革的にきわめて密接な協力関係にございまして、国有林野といたしまして、管理経営上地元の協力に期待するところ多大なものがあつたものと、他方地元に対しましては、国有林野所在地市町村交付金の交付を初め、部分林、共用林野の設定、国有林野の貸付使用、薪炭原木の縁故特売等

の地元施設制度の推進を通じ、はたまた国有林野整備臨時措置法による国有林野の売り払い等の措置によりまして、地元市町村財政の確立と産業の振興及び地元住民の生業の維持に努力して参つたわけでありまして。

国有林におきましては、この際さらに国有林野と地元との従来からの協力関係にかんがみ国有林野の貸付、使用料等の減免等を行い、農山漁村経済振興に資したいというのが本法案提案の基本的理念であります。以下本法案の骨子を御説明申し上げます。

この法案は国有林野法の一部改正と国有林野整備臨時措置法の一部改正との二箇条からなつております。

改正の要旨は、まず第一に、林道、農道、水道施設、用排水路、水害、火災の予防施設その他公用、公共用または公益事業の用に供するため、国有林野を地元の地方公共団体、水害予防組合、土地改良区、森林組合、農業協同組合、水産業協同組合等に貸し付け使用させている場合に、その対価を無償または時価よりも安く定めることができることとした点であります。従来も国有財産法第二十二條の規定によりまして、国有財産を公共団体等に対し、緑地、公園、ため池、火葬場、墓地、塵埃焼却場、屠畜場または生活困窮者の収用の用に供する場合に無償で貸し付けることができたのでありますが、その範囲はきわめて限定されておりました。

国有林野の貸付、使用の実情に沿つて、うらみもありましたので、今回その特例を開き、実情に合わせたわけでありまして、この場合にも、国有財産法第二十二條第二項及び第三項を準用いたしまして、当該施設の経営が営利を目的とし、または利益を上げる場合には無償にはできないこととし、当該財産の管理状況をにらんで、契約の解除権を留保してありますので、国有財産法の原則の上に立脚しておることは申すまでもないこととあります。

第二に、国有林野を放牧、採草地、ため池、用排水路、林道、農道、その他の農林漁業共同利用施設として、地元の部落または住民の多数が共同して利用する用途に貸し付けまたは使用させる場合に、その対価を時価よりも安く定めることができることとした点であります。もちろんこれは、地元住民の生業の維持または農林漁業経営の安定のため、とくに必要であると認められる場合に限られるわけでありまして、従来貸付使用料が地価を基準として一率に定められることになつておりました。実情に沿つて点があつたのを改めたものであります。財政法第九條の規定によりまして、国有財産は原則として適正な対価なくして貸し付けることができないことになつておりますので、この点は地元住民の生業の維持または農林漁業経営の安定が農山漁村振興上きわめて重要であるのにかんがみ、財政法の原則に對し重要な特例を開いたものといえるのであります。

第三に、風水害、冷害等の異常かつ広範囲にわたる災害により国有林野の借受人または使用者が貸付、使用料を納付することが著しく困難と認められる場合に当該金を減免する規定を設けた点であります。この点は、特に昨年の大水害、冷害等の異常災害の経験にかんがみ、社会通念に立脚してこの改正規定を置いたわけでありまして、第四に、共用林野につきましては、従来共用者に国有林野の保護義務を課している場合に限り使用の対価を免除する旨の定をするのであります。規定がなされたが、今回免除だけでなく、減額することができると改めるとともに風水害、冷害等の異常災害の場合において、貸付、使用の場合と同様に使用料の減免ができることとした点であります。

最後に、国有林野整備臨時措置法は、本年六月二十三日で失効することになつておりますが、昨年の災害等で事務の進捗も若干遅れておりますので、これらの状況を勘案し、明年三月末日まで、これが有効期限を延長することとしたのであります。

この法案の骨子は、大体以上の通りであります。農山漁村経済の振興に寄与するため何とぞ慎重御審議の上、一日も早く御可決あらんことを御願い申し上げます。

○井出委員長 引続きたいまの法律案及び保安林整備臨時措置法案を一括して質疑を行います。松浦局長、現在のこの林政に對して二、三点を伺つたのであります。きょう大臣がお見えでございまして、大臣にひとつそれについて伺いたいと思つております。現在の林政の状況を見まして私は非常に憂慮するものがあるものであります。それは現在の日本の森林生産力と申しますか、それは先日の御答弁では、大体一億七千万石ぐらいの生産力を持つておる、しかし需要は二億八千万石以上を消費するといふことであります。そこでこの二億八千万石は、現在のこの林産物の検査制度が正確に行われておらぬのでありますから、相当推

そこで蓄積量が五十五億か六十億しかない、それが脊稜山脈その他利用ができない所がございますから、それらを差引くと三十五、六億か四十億しかない、年々一億ずつ減つて行くならば、四十年目には全然坊主になるという計算になる、それは坊主にならなくても非常な幼齡樹ばかりになつてしまうということになる。それが国土保安上に非常な影響を及ぼすのみならず、木材資源の需給の上に大きな影響を及ぼすことは当然であるが、それよりも先に、こういうような需給の破れたということ自体が、今日の災害を引起し、国土の不安を導くことになるのでありますが、これに対して現在やつている程度の方では、とても国家経論として今日の林政はなつていないと思うのです。今これ／＼のこをやつておると言われるが、これ／＼をやつておるとい

○**保利國務大臣** 森祿の荒廢 国土が荒廢した理曰、事情については、これは今日から繰り言を申し上げてもいたしかたがないことであらうと思ひます。外材に依存するのは、貿易の状況からいたしましてもまた國際政治の現状からいたしましても、多くのものを期待できないという中において、木材の需要というものは年々増加の趨勢をたどつて行く。しかも蓄積材は年々減少の方向に向つてゐる。この現状に立脚していかにして森林造成をはかつて參るかということにつきましては、むろんいろ／＼の面があるかと存じます。政府といたしましても、木材の需給關係を將來に確保して參るといふ上からも、国土の保全という上からいたしましても、どうしても森林の周期的な造成をはかつて行かなければならぬといふ根本の考え方は、私どもも固く認識をいたしておるわけでございます。昨年の災害にいささかどろなわと言われましても、治山治水の基本計画を立てて、これの実現に一步を踏み出そうといたしておりますのも、その観点でございます。今年度の予算に現わ

腐するならば、日本民族生活の上に
大な影響があるということから、国
経論の上に予算の獲得でも、法律の
行でも制定でもやられなければなら
いという点です。つまり全体の政治の
から見るならば、森林行政というか
野行政というか、いわゆる森林政策
いうものが監視されているというこ
を私は言つておるのです。これが頭
ない以上、技術的のものとや末端の行
のことを言つても無意味ではないか
きようの恐るべき問題は、需給のバ
ランスの破れているのに、いかなる法律
をつくつて制裁を加へても、いるだ
けのものはいるのです。結局資源は減
ておるのです。そこに国の政治とい
て、内閣において十分にその力を發揮
し、それを優先的に行わなければなら
ないということを描摘しておるのでも
ります。今その例の一つとして申し上
げますならば、森林法を今度改正い
しましたときに、木材の需給あるいは
森林の保護というようなものが重点に
掲げられておる。これをやるのに木材
一億万石以上のものをこれに負担させ
ることはできないから、その三分の一
は未開発の資源を開発して充てるとい
うことが森林法改正の場合において一
つの条件であつたのです。つまり七千
万石くらいしか現在の林力においては
負担することができないという結論な
のです。これは木材の面です。そこで
あとの三千万石というものは少くとも
奥山の開発をして行かなければなら
ない。いわゆる休眠森林の利用によつ
て、過熟老齡樹を市場に出すことによ
つて、森林の開発をしなければならぬ
ということが森林法を制定するときの
一つの条件なんです。あの法律をは
んとうに

やろうとするならばそうしなければならなかつた。ところが現在では木材のみでも一億三千万石使つておるといわれておる。それが一体奥山開発にどれだけの経費をやつて来られたかというこ

となんです。まづたくそれは姑息なんです。一応法律を議会に出すときは、政府の方ではそういう答弁をしておいて、全然手をつけないで、法律だけでやるということでは一体できるものでしょうか。今後この奥山の開発に対してどのくらいの熱意を持つておるか。林道の問題に對ししても、現在の進んでおる状況は大体二〇％くらいしかできていないのです。こういうことをやるというこの御計画の裏がちゃんんとありますが、時間がありませんから一々こまかい数字は申し上げませんが、二〇％しかできておらない。それは森林法を改正する時分には、そういう方法でやるのだということをはずつきり約束しておいて、一体どれだけやられたか。これに対する大臣の熱意はどうなんです。

○保利國務大臣　こまかい問題は別としても、この内閣で意圖いたしております——これもまたどろなわ式という御批評もまぬがれ得ないと思ひますけれども、あれだけ治山治水の緊切なるゆえんを広く訴えて、内閣自体としても超重点の施策として治山治水を取上げておりますゆえんも、かかつてこの森林の復興という問題が焦点になつて参るわけであります。さような考えは、一農林省の考えにとどまりませず、現政府全体の超重点施策として取上げたことによつても気持はわかつていただけるわけですが、予算が十分に行つてないという点は、予算以上のこ

とを強弁いたしましたとしてもこれは無意味のことでありますけれども、ただ森林の復興、造成ということを、軽々しくこの内閣は取上げていないということとは、御理解願いたいと思います。

お話の逼迫いたしております。需給関係からしても、そういう焦眉の必要に迫られておる問題としまして、未開発奥地林の利用、これだけがとにかく木材需給の緩和に役立つたかどうかの道だと思ふわけです。そこで結局奥地林の開発、未開地林の開発と申しまして、そのネックは林道の不整備にあるわけです。どうしても林道の整備ということが達せられなければ、いかに奥地林をどうこう申しましても意義をなさない。絵に描いたもちになるわけでありまして、これも熱がないからこんな予算じやないかと言われると、これは一言もございせん。私ども決してそういう無責任な気持では来ておりませんけれども、御承知のような予算のもとにおきましての最善の措置はとつたつもりでございます。考え

といはしましては、決してこれは恒久的な政策ではないと思いますけれども、とにかく今日の森林政策で、最も急を要する点はこの林道にあるという考えを持つておるわけでございます。

○井出委員長　松浦君に申し上げますが、予算委員会の方で農林大臣をなるべく早くと言っておりますので、簡潔にお進め願います。

○松浦委員　簡潔にやりたいのですが、短い時間でもどうにもならないんです。二週間待つたんですから、十分や十五分ではとても済まない。あとで機会を与えられるならばやめるんですか、どうですか。

○井出委員長 もうしばらくお続けになつてけつこうです。

○松浦委員 森林資源の保続及び国土の保全から見て、その次には造林及び治山事業の推進は、国家としてどうしても

が、現在の政府のやつておられる方針について、私は少し考慮してもらいたいと思うのです。造林計画は現在補助金制度になつておる。現在の方法で満足するかどうかということは、非常に考えなければならぬことがずいぶんある。政府の施策もさることながら、先ほど答弁になつたように、民間の林業というものを推進して行くことが、最も大きな林政の一つであることは言うまでもありません。ところが現在の市価から割出して森林業の方々の利回りは、欲目に見ても六分五厘ないし七分、場合によつては五分五厘くらいのものですよ。しかし市場の金利はどうでしょう。か。一般銀行で大体一割一分です。高利なら問題にならない。そこで政府がこれに融資をあつせんするといつて

も、現在の状況では六分五厘以下の融資はできないのです。そうすると、現在立木を売つた人のその金は利回りのいい方にまわつて行くのです。これはもう計数上明らかなことなんです。現在山は青いけれども、今の融資制度であるならば山は青くならないのです。結局山の資金は市場におりるのです。これは原則的にそうなんです。立木を切つてそれを必ず植えるということなんですが、しかしそれを植えたのでは六分五厘にもならない。市場に流せば一割五分あるは一割六分、高利に貸せば二割に貸せるのです。だから下におりてしまう。それをどうして食いと

めるかということなんです。これは私は日本の林政の一つだと思う。そこで特殊産業や特掲産業には、場合によつては利子補給なんかの制度をつくつて、三分五厘かそこで貸せる。この重要産業や特殊産業が重大であるとともに、林業こそほんとうに重要ではないか。そうであるとするならば、森林業者の植林について、その長期融資について、今問題になっている造船汚職などという問題の利子補給とともに、これ以上に国土保安の問題、民族の將來の問題を考えるならば、当然やらなければならぬものではないか。私はこれはほんとうに真剣に考えなければならぬ問題だと思うのです。今は山は青いと思つておるけれども、現在の市場の關係から見ただけならば、六分五厘の利回りよりも一割五分の市場におろす方が楽なんです。そうするとその積える金は市場においてしまふ。先ほどおつしやつた国有林の管理経営のみならず、最も大きなものは民有林だということに気がついておるならば、その施策がなくてはほんとうの森林行政というものはできないのではないかと。長期融資に対する金利その他利子補給についてお考えはないか。わずかばかりの造林に対する補助金よりもその方が重大なんです。そのことがはつきりできるものでなければ、造林補助金ぐらいではとても問題を防ぐことはできないのです。これについてどういふお考えを持つておられますか。

○保利國務大臣　私も民間林業の振興なくしては、国土保全、治山治水の一半の目的は達せられない、治山治水の上からも、將來に木材自給を確保して

参るという上から行きましても、民間林業の振興ということが特に必要であるということを感じておりますが、私どもの狭い範囲からいたしますれば、今日のように経済意識が普遍化していかない、普及していかないときには、かりに小さい山林所有者にしましても、必ずしもこうやつて植えて置けばもうかるからどうこうというようなことなしに、とにかく自分の山をはげ山にしておいてはいかぬ、そうして将来の子供や孫のために残して置かなきやならぬということ、ほんとうに家を愛する、山を愛するということ、自然の中に経済を離れた造林植林というのが、かつて相当にどこでもあつたと思ひます。それが日本の森林を非常にゆたかに育てて行つた大きな力であつたろうと思ひます。そういうことがこういうふうな時代に入りましたら、やはり経済的に引合つて行かなきやならぬ。それは、今日のお話のように引合う仕事としては、今日の高い金利で、しかも利の薄い仕事を、しかも何十年という長い期間にわたつて行われる結果を持ち来すものについて、ただの治山治水だから、木材が足らぬからと政府が言つたからといつて、民間林業が振興して行くといふようなふうに参らぬことは当然のことでございます。そこであるいは造林でありますとか、伐採調査の資金でありますとか、政府としても今日とつております措置――伐採調整資金のごときは相当な効果をあげておると私は思ひますけれども、お話の造林の融資等に對しては、必ずしも十分目的を達していないということは、率直にこれを認めざるを得ないと思うわけでございます。これらは以上申し上げま

したような趣意によりまして、今後の努力にまたなければならぬと存するわけでございますから、以上の考えに基いて私としてはできる限りの努力を払って行くつもりでございます。

○松浦委員 口先だけの努力じやなしに、真剣にこれはやつてもらいたい。

今の国を愛し家を守るために植えるという観念で植えることは当然のことである。しかしながら反面経済社会において計数を無視してはならない、それが施策の上に現われておられなければならないことを私は言っておる。最初から私が言っておるの、林野行政、森林政策というものを軽んじておるといふことを指摘しているのです。これはないものはしかなかったの、ないものはしかなかったが、そのない中においても重点的に、民族の母といふべき森林の育成を忘れてはならないといふことなのです。船をつくらなきやならぬ、石炭を掘らなきやならぬといふことは目の前の仕事なのです。けれども忘れてはならないことは、われわれ民族生活の将来といふことを考えることが、今日の一番重要な問題だといふことなのです。それを軽んじておられるといふことを私は指摘しておる。その点についてもう一つ私は言いたいことがある。時間がないからとおつしやるものですか、私はこれに対して関係のことをいふ／＼申し上げたいのでありますが、そういう冗漫なこととは省きまして、超重点的にいふ／＼言つてみたいと思つておりますが、そういうような造林の面においても非常な誤りがある。政府は先ほどから、昨年の災害についてこういう施策をや

つたといふことをいふ／＼言つておられるが、それはその場のお茶を濁すばかりの何ものでもない。私は昨年の災害といふものは、天災のように——もちろん雨量が多かつたから天災と一つは考えらるべきでしょう。しかしながら、現在の政策が貧困であつて、自然の哲理を解釈するだけの政策が行われておらぬのですから、天は大きな声で間違ひを直せと言われたのです。その天の声を私は静かに聞いて施策をしななければならぬと思つて。現在の状況においては、ほとんどその天の声が聞かれておらない。あれだけの大きな鉄鎧を頭からたたきつけられて、国有林がかせぎ出したわづか三十二億の金を持ち出して、そしてお茶を濁そうとしておる政府の政策の貧困は、私は反省しなればならぬと思つて。一般国費から出すべきじやないか、もう少し考え直すべきじやないかといふことを私は痛感するのである。第一期の治山治水計画が立てられたのは明治四十四年で、その明治四十四年に一体幾ら金が投ぜられたか、それは日露戦争の直後で財政経済は非常に窮乏しておるときです。しかしながら、明治四十四年から昭和十一年までの計画は三千四百四十九万円で、当時の三千四百四十九万といふのは今の三千億の計数になるのです。それからあなたの先輩であるところの山崎さんが、昭和十二年から二十三年までに立てられたのは一億五千四百五十万円、その治山治水計画が立てられた。ところが今度の大水害は日本の有史以来の大水害と言われているが、それに対する森林政策として目に立つたものは、今度の保安林の問題だけだ。しかも国有林からかき出したものだけ

だ。こんな貧困なこと、先輩の国土に対する経緯について今の内閣は一体どう思つておられるか。われ／＼の先輩がそうして山を守つて来た、しかも国土は半分に減り、蓄積量は六十億を下らんとしておるその中において、今の三十二億くらいのはした金で何ができるかといふことです。一方森林の荒廃は先ほど申し上げた通り、こういうような貧困な政策でお茶を濁すなんといふことでは、国民は満足しません。い。のみならず、天がこれだけの大きな声で反省しろと言つたのに対して、こんなことで一体われ／＼が祖先から引継いだ森林を守つて行くことができないかといふことなのです。今ここに提案されておるところの保安林の整備法だけで、一体昨年の災害に対する基本的な政策として満足されておりますか、満足されておらないでしょう。しかし将来どういふことをおやりになるお考えがあるか。このくらのことではとてもこの国土は守り切れるものではない。これに対する政府の確信のほどを聞いておきたいと思つて。

○保利国務大臣 いかにもお話の通りでございますが、政府といたしましては国土、森林の復興を、国有林でかき出した三十数億でお茶を濁して行くという考えは毛頭ございせん。すでに広く発表しております治山治水の基本計画は政府で確認をいたしておりますものでございまして、そのために要する経費として七千億くらいを投ずるというところに相なつておるわけでございます。従つて今後この目的を達して参りますためには、一般会計の負担も相当覚悟をいたしておるわけでございます。何さま今年度の予算はもう御承知の通り、特に私の担当いたしましたおります農林関係におきましては、山から海に至るすべての施策についてお話のような御批判をいただいたおわけでございます。私としては、この緊縮予算はむしろ守らなければならぬ、その守る範囲内においてどうあんなに歩いて行くかといふことに非常な苦心をいたしたわけでございます。この面からだけ見ますれば、これはもうお話の通りでございますけれども、一面漁業その他の関係から見ても放置しがたい仕事があるにたぶん、しかも緊急に迫つておるといふ事態の中におきましては、将来の問題については、森林復興についてはそういう基本的な計画を定めて、政府の方針として堅持をいたしておるわけでございますから、むろんそれではおつておいても大丈夫だといふことは決して申しませんけれども、本年度の処置としましてはこの程度でやむを得ないかと、私としては考えざるを得ないところに立たされておるといふことを申し上げざるを得ないわけでございます。

○松浦委員 私は今の御答弁では満足することはできませんけれども、今後とも基本的な森林政策が取入れられなければ、先ほど来た／＼申し上げておるように、日本の国土保全は保しがたいといふことを憂慮の余り申し上げておるものでありますから、これを十分了とせられて、基本的な施策を立てられなければ、先輩に対して申し訳ないと思つたのです。あなたの先輩は一億五千万円のもの昭和十二年にやつていた。あなたの代になつてお師匠さんに申訳がないと思つたのです。それは当時秘書官としてよくおわかりのことだと思つた。当時のような蓄積を持ち、外地を持つておりながらそれだけのことが考えられたのです。今の国土になつて、この国土が荒れはてて行くといふことがはつきり示されておるのか、わらず、国の重点施策がそこに行われたいといふことは、あなたの主張が閣議において十分であるか、不熱心であつたかといふ結果になるのです。それは非常な責任を感じてもらいたい。それから今の造林に関連して、これは長官にもひとつお尋ねしたいと思つたが、需給のバランスの破れているのは先ほど申し上げた通りなんです。あなたが最近エーカリを研究しておられるといふことは、これは南方のものであつて、はたして日本国土全部にふさわしいかどうかかわらないが、もつと早く育つ木を研究せられて、産業備林を計画されたらどうかといふことなんです。これはバルブ、坑木に対しては、バルブ、坑木に向く在来種の樹種よりももつと早く育つものを考え、産業備林制度を考えて、それ／＼の業者にこれを指導してやらせるといふことを現在もやつていようだが、現在やつていよう／＼のことでは問題にならな。同時に電気の水源資源を守るために、それらについても産業備林的な制度をつくつて、それらの会社にも、相当な規格を定めてやらせる方法を考えられたらどうかといふことなんです。あるいは農村の水源涵養林につきましても、従来／＼／＼口では言つておられるが、実行するような制度を設けられておらぬ。これらのバルブ、坑木、電源並びに用水の水源涵養に対する制度を設けて、そしていよいよ産業備林的なものをお考えになつたらどうか、そ

伝家の宝刀として、この保安林整備臨時措置法の中に盛り込まれておるのでございますからして、法律の体裁ということを考えますならば、この強制買上げという点を法律上から取上げて考えてみる必要があるわけであります。こういう点からいって私は、この保安林整備臨時措置法の中には若干問題があると思うわけでありまして、これも土地収用法の規定と対比して考えますと、いろいろ法律上の問題点を含んでおると思うのであります。そこで第

処分及び力の点に關しましては、保安林整備臨時措置法の第六條の規定のみでは、催告、買入れ申込みあるいは買収令書の交付等の手續は、現権利者が第三者に權利を移轉した場合に、その承継人に追及し得ないこととなつておる。この点は林野當局のこの前の御答弁によりますと、本法は対人的な効力を考へて對物的な効力を考へていないといふことでありましたが、その強制という最後の伝家の宝刀の段階を考へてみますと、これではたして法律上の制裁としては目的を達し得るものであらうかと私は考へられてならないのであります。つまり惡意の第三者に転々と、譲渡された場合には手續を完結し得ないこととなるわけでありまして、この点に對する押えは一体どうして行くか。これらの処分手續の承継人への追及に關しては、これを土地收用法の例について考へますと、土地收用法には第十條に手續の承継に關する規定があるわけでありまして、なお森林法におきまして、第三條には森林法に基く処分手續の承継に關して規定がございまして、農地法には、第十七條に農地買収に關する通知、買収令書の交付の承継に關してそれ／＼の規定があるわけでありまして、しかも長官は、これも前々回の御答弁におきまして、こういう十年を一期とするようなものではその目的を達し得ないのではないかといふ私の質問に對して、これは臨時法的なもので、今回においては間に合はなかつたが、將來におきましては森林法の中に盛り込むことも考へておるといふことをおつしやつておられますが、かくのごとき観点に立ちますと、同様な規定をこの保安林整備臨時措置法

の中に盛り込む必要があるのではあるまいかと考へられますが、この点に關する當局の御意見を承りたいと思ひます。

○日井説明員 御答へ申し上げます。

私の方で立案をいたします過程で、今先生からお話がございましたような点にも十分留意して検討いたしましたのでございまして、この強制買収の規定は、その森林所有者が法律に違反する、適当な森林の管理に欠ける森林所有者であるといふ考へ方で、その森林所有者がその森林を維持しておつたのでは、国土の保全目的を十分に達成できない、こういう考へ方からその森林を國で買収したさい、こういう考へでございまして、森林法等にもございまして、お話の通り土地收用法にもございまして承継人に対する効力の問題は、一應除外いたしましたのでございまして、強制的買収したさいと思ひます土地が、先生のお話の中にもございまして土地に、どうしても國が持たなければならぬ土地だといふ意味で、土地そのものについての客觀的な性格があるといふふうには考へられないと思ひますのでございまして、これはその人が妥當な管理を欠く、こういう点だけでございまして、その人が合法的にはかの所有者にその所有權を譲渡するといふ場合を考へますと、譲り受けました人が妥當な管理をしてくれれば、何も國が強制的に買わなくてもいいのじやないだらうか、そこまで國が權力的に所有權の制限をしなくてもいいのじやないだらうか、私の方としては、なるべく所有權の制限をしないうで済むものならばいいのでございまして、かような考へをいたしたのであります。御承知の通り、森林

法におきまして第三條に、承継人に対する効力の規定がございまして、森林所有者が、この法案の第六條に書いてありますような命令を出して従わないうといふような場合、これは森林法の命令でございまして段階では、その承継人についても當然その効力は及ぶ。これはその土地に早く木を植えなければいけない、あるいはその土地そのものの原状を復旧してもらわなければならないといふので、これは土地に對して性格がある、こう考へておるわけではございまして、所有權を移す段階になりますと、それは、人の問題である、かような考へ方をいたしたのであります。

○福田委員 今おつしやる点は、まことによくわかるのでございまして、しかしながら、これは第二條の問題におきまして、保安林の地区内の森林施業に關する事項、保安施設事業に關する事項、その他／＼の規定といふものが對人的な信用關係において、たとえば私であるならば守らぬ、それで強制買収する。私がこれを譲渡した場合には、第三條がこれを守ることもしれぬ、守らぬかもしれぬ、一應模範を見て行こう、守らぬときにはまたこの手續を繰返して行く。一体その場合にどう転々と譲渡された場合には、この法律上の建前として押えがきかぬのではあるまいか。また買収は、本法によりますときは承継取得であるから、担保權は消滅しない。これを消滅せしめるためには、民法の規定により消除するはかばかしい。こういう抵當權の消除に關する規定、民法の三百八十三條、三百八十四條のあつた一連の規定が全部適用になる。従つて増価減価なんかによつて第三取得者が取得した場合

には、これはどこまでも法律の建前から言つと、目的の達成はできぬわけでありまして、しかもこれは当該森林をどうしても国土保全上國家が保有して、保安林として維持管理を必要とするものが、これは絶対私はあるだらうと思ひます。どうでもいいといふことになつたら、強制するといふ処置は必要ないといふことになつて来るだらうと思ひます。強制といふ規定は置かぬでもいいじやないか、究極の場合においてはその論議が発生することと思ひます。とかく考へます場合に、当該森林を抵當權のごときものの存在を許すべきではない、買収を消除するとすれば對權利關係等において／＼な困難な問題が生ずるから、この處理に關する一連の規定といふものは、私はどうしても必要であると思ひますが、その点は今あなたの御答弁によると、強制といふ点といささか最後に矛盾するところが発生するのではないかと思ひますがどうです。

○日井説明員 御答へ申し上げます。第二條の第二項にございまして、保安林の区域内における森林施業に關する事項、それから保安施設事業に關する事項といふような問題でございまして、これはこの法案が成立いたしましたあと、この法律そのものに基きまして、森林所有者を拘束して行こう、縛つて行こう、こういう考へ方ではないのでございまして、これは整備計画そのものの中に、こういうことを盛り込むといふことだけなのであります。盛り込んででき上りました計画を、國民に守つてもらふ關係は、森林、法の方へ歸りまして、第三條の規定で森林計画を變更いたしましたして、そうして森林法の

森林計画といふことで守つてもらふ、かように考へておるのであります。従ひまして、前段で御指摘になりましたような点は、森林法の運用といふことでやつて参れるのではないかと思つておるのであります。

それから担保權の問題その他に關連いたしました、土地收用法の場合のような原始取得にいた方がいいじやないか。この問題も、私の方でもいろいろ議論いたしましたのでございまして、この法律に基いてやる強制買収はそれほどいたさなくても、民法の規定で事は足りるのじやないだらうか。民法の規定でどうしても困るといふような場合は、想定できないのじやないだらうか。特にこの對象になつておりますのが保安林であつて、国土の保全上非常に重要なものであり、従つて經濟価値といひますか、そういうものにおいてはその制限されたものである。従つてごらんのように第七條の規定によりまして、政府が評價基準を定めて妥當な価額で、これが森林審議會にもかけて、皆さんが妥當だと思はれるような価額で買つていくことになりまして、それ以上の価額で買つてやろうといふような人も、おそらく現われないうだらうといふことも想定できますし、万一そういう人が現われまして買つても、その人がその森林を保安林として十分効果を發揮するような森林管理をやつていただければ、何も國で無理に買わなければならぬといふ必要もないだらう。現在の森林法の建前を基本的に變更いたしますあつときは、あつてはそういうことはおかしいといふことも考へられるかもしれませぬけれども、一應民有の保安林という制度を

森林計画といふことで守つてもらふ、かように考へておるのであります。従ひまして、前段で御指摘になりましたような点は、森林法の運用といふことでやつて参れるのではないかと思つておるのであります。

それから担保權の問題その他に關連いたしました、土地收用法の場合のような原始取得にいた方がいいじやないか。この問題も、私の方でもいろいろ議論いたしましたのでございまして、この法律に基いてやる強制買収はそれほどいたさなくても、民法の規定で事は足りるのじやないだらうか。民法の規定でどうしても困るといふような場合は、想定できないのじやないだらうか。特にこの對象になつておりますのが保安林であつて、国土の保全上非常に重要なものであり、従つて經濟価値といひますか、そういうものにおいてはその制限されたものである。従つてごらんのように第七條の規定によりまして、政府が評價基準を定めて妥當な価額で、これが森林審議會にもかけて、皆さんが妥當だと思はれるような価額で買つていくことになりまして、それ以上の価額で買つてやろうといふような人も、おそらく現われないうだらうといふことも想定できますし、万一そういう人が現われまして買つても、その人がその森林を保安林として十分効果を發揮するような森林管理をやつていただければ、何も國で無理に買わなければならぬといふ必要もないだらう。現在の森林法の建前を基本的に變更いたしますあつときは、あつてはそういうことはおかしいといふことも考へられるかもしれませぬけれども、一應民有の保安林という制度を

森林計画といふことで守つてもらふ、かように考へておるのであります。従ひまして、前段で御指摘になりましたような点は、森林法の運用といふことでやつて参れるのではないかと思つておるのであります。

それから担保權の問題その他に關連いたしました、土地收用法の場合のような原始取得にいた方がいいじやないか。この問題も、私の方でもいろいろ議論いたしましたのでございまして、この法律に基いてやる強制買収はそれほどいたさなくても、民法の規定で事は足りるのじやないだらうか。民法の規定でどうしても困るといふような場合は、想定できないのじやないだらうか。特にこの對象になつておりますのが保安林であつて、国土の保全上非常に重要なものであり、従つて經濟価値といひますか、そういうものにおいてはその制限されたものである。従つてごらんのように第七條の規定によりまして、政府が評價基準を定めて妥當な価額で、これが森林審議會にもかけて、皆さんが妥當だと思はれるような価額で買つていくことになりまして、それ以上の価額で買つてやろうといふような人も、おそらく現われないうだらうといふことも想定できますし、万一そういう人が現われまして買つても、その人がその森林を保安林として十分効果を發揮するような森林管理をやつていただければ、何も國で無理に買わなければならぬといふ必要もないだらう。現在の森林法の建前を基本的に變更いたしますあつときは、あつてはそういうことはおかしいといふことも考へられるかもしれませぬけれども、一應民有の保安林という制度を

是認いたしておりますと、そこまで強制的に買い上げるといふ方法を進めて参らなくてもいいじゃないだろうか。確かに重要な森林であり、そうしてその森林が荒廃しているという状況では困るのでありますけれども、次の森林取得者が、森林法の規定によつて合理的に管理さえしてもらえればいいじゃないだろうか、かような考え方をいたした次第であります。

○福田委員 川俣さんの関連質問があるようでありますから、いま一点お尋ねしたいと思ひますが、今の林野当局の御答弁を聞きますと、強制買上げといつたところが、これは対人信用か問題である、それから、保安林施設に関する国の要請する事項を守つてもらえればいいのである、こういう御答弁であります。それなら譲渡された場合に、はたしてしからばその人が守るか守らぬかということは、どうしてその点の保証を林野当局は得られるか、この点についてあなたの御答弁をいただきたいと思ひます。

もう一点、あなたは本法案を審議する場合に、すぐ森林法に帰つて行かれますが、森林法のこの根本的な立て方というものは、法律的に非常に違つておます。もし森林法と平仄を合わせるべきものとするならば、保安林整備臨時措置法の第四条の買入れ、第五条の交換、第六条の強制買収の対象となる森林等には、担保権が設定されている場合があるのでございませうか、こういう場合におきまして、保安林たる国有林に担保権の付着しているというところは、すぐ民法の規定に帰つて行くんだ、これで一般的にやつて行くんだというところについては、私たちはどうし

ても法律的に平仄が合わないと思う。土地収用法でも、土地収用に關しては、原則として担保権を消滅させるというところが第五条に規定してある。担保権者等の関係人に対して補償するといふことは第六十八条、六十九條に規定があるわけでありませう。農地法におきまして、制限外小作地の買収について、抵当権等の担保権は、対価の支払ひまたは供託したことによつて消滅することが十二条、十三条の規定によつて明らかであります。母法といふか、本法と親子の関係にある森林法の立て方は、今申し上げたような法律と大抵平仄が合つてゐる。しかるにこの場合だけそういふ考え方を貫いて行くといふことは、森林法との関係においてどうしよと割切れないものがあるが、この点については御見解を承りたい。私の結論としては、保安林の買入れ、交換、強制買収に際しても、これらの担保権消滅に關する土地収用法の規定といふものを設ける必要があるのではあるまいか。どうしても私はこの考えがあるが、この点について御意見を承りたい。

○日井説明員 取得いたしました第三者が必ずしも保安林を合理的に經營するとは限らないじやないかという御意見でございますが、そういう場合が理論上は想定できると思ひます。しかし買ひました者が、必ずしも不適當な管理をするとも断定できないのでございまして、一応民有保安林という制度を認めております以上、どうもそこまではわれわれの方で強制しまして、ある所有者について、その人が不適當な管理をしたから、その土地を買い上げようという手続を始めれば、その人がほかの人に

りに売つても、次の人はその森林について強制買収の規定が働かなければ、当然国へ売らなければならぬといふほどにまでしないでもいいのじやないだろうか。われわれの方としましてはそういう考え方をいたしたのであります。そういうのはよくないのを買ひ上げきであるというお考えになりますと、むしろ保安林の中でもこういう程度に荒れた保安林、あるいはこの地域にある保安林といふ、すなわち保安林そのものをつかまえて、この保安林は国が買ひなければならぬといふふうになつて来ないと、どうも平仄が合わないのじやないだろうかという考えをいたしたからでございます。

○福田委員 絶対的な保安林の必要はないんですか。

○日井説明員 私どもとしましては、この計画の中で全体の重要保安林百五十万歩あまりのものの中から五十万歩程度を買ひ上げたい。ただ非常に荒廃されてゐる、森林法を守つてもならぬような保安林は、強制的にでも買ひ上げなければならぬだろう、こういう考え方でありまして、この保安林は必ず国で買ひ上げようという考え方を固めていたさなかつたことも関連してゐるのであります。

○川俣委員 関連してお尋ねしたいのです。今福田委員からの質問は、私どもと大体同じ考え方をしているのです、非常に勉強せられて法律的に質問をされたものですから、かえつて答弁が的をはずれたのじやないかと思ひます。私は観点をかえてお尋ねしたい。保安林に指定せられますと、経済価値が下つて参りますために、指定と同時に転売されて行くというようなことは

一応ないんじやないかという考え方が出て来るのはあたりまえだと思ふのです。ところがそうばかりとは言えないと思ふのです。中にはむしろ保安施設が講ぜられますと、保安林として指定された以上に、山くずれの防止、砂防の施設といふようなことが加えられて参りますから、経済価値が上つて来ると思ふ。それと、経済価値が上つて来た場合に、転売が行われぬとは限らないと思ふ。そこに継承の義務を負わなければならぬじやないかというの、私は福田委員の質問の要点であると思ふ。たとえばこれは保安林の場合と河川堤防の場合とをお考え願ふと一歩いいと思ふ。堤防ができました場合には、むしろ受益者に受益者負担をさせてゐるのです。堤防ができましたために、その付近の田畑が荒れるおそれなくなつて来ますために、土地の値段が上つて来るといふところから、受益者負担をさせておきます。保安施設を堤防と見ればいいと思ふのです。が、そのように保安施設を行うといふことは、むしろ森林の価格を引上げて行く結果になつて行く。国が施設をやつて引上げて行く理由はないと思ふのです。むしろ受益者に負担させるならば別ですけれども、それだけの施設をして行かなければならぬじやないか、民有地を国費をもつて高めなければならぬという理由は成立しないと思ふのです。そこに保安林全体ということになると問題が出て来るだろうと思ひますけれども、施設を施すような所は、福田委員の通り考へて行かなければ、国費の使用上から行きまして、不適当じやないだろうか。そこに

どうしても強制力が出て来なければならぬじやないかと考へるのですが、おそらく福田委員もその意味だと思ふのです。

○日井説明員 川俣先生御指摘の点はその通りだと私も思つております。ただ現状で申し上げますと、保安施設事業、治山事業をやります対象の所は非常に多いわけでありまして、施設事業をやります際には、森林法の規定で地区の指定をいたしまして事業をやつて参るのであります。そうしてこの法律では、第四条でそういう地区の指定がありまして、治山事業をやりますような所は相對で買ひ上げという規定がございまして、それでわれわれの方も、一応現在の段階で考へておきますのは、地区を指定して話合ひで買ひ上げるような所は、さしあつたつての治山事業の対象地にいたして参りたい。それがだん／＼そういう程度では追いつかなくなることも考へられますし、当初は実は申訳ないのであります、森林法の改正も同時に提案いたしたいと思つておつたのであります。そういうことになりましたと、当然お話のような点は取り込みまして、むしろその点こそ臨時立法ではなしに、森林法そのものとして、国が相当大きな国費を投下して、私有林をただよくしてやるという考へ方は、御指摘の通りにむしろ是正すべきなので、森林法の方でそういう所は強制買収してもいいんじやないか、土地収用法を適用して収用していいんじやないか、かような考へは持つてゐるのであります。それはいづれこの次の国会あたりまでは、ほかの点も検討いたしまして、改正案を得て提案いたしたいと考へてゐるのであ

でもしあなたの方でさらに検討し直していただければ、小委員会等におきまして、この法案の修正について私たちといたしましても考慮をいたしたいと思ひます。この点については今申し上げたような不公平がある、しかもその不公平は租税の実際上の扱いの場合に、通達等によつて不公平のないようにするという御答弁であつたと思ひますが、さうに承知してよろしうございますか。

○白石説明員 これは現在租税特別措置法のほかに、今申しましたように河川法、土地収用法、都市計画法、道路法その他国会におきまして去る三月三十一日に可決になりましたものといひました。農地法に基きます未開地の買収、こういうような問題があるわけでございますが、これら一連の法文の規定がすべて強制的な規定のみを規定いたしておるわけでございまして、さういつたものにつきまして、通じて同じ条件にかかるといふものでは、強制でなくとも任意で行われなくても、ほとんど手続上の差異にすぎないわけでありますので、同じ扱いにする、こういうようなことに承知しておるわけでございします。従ひまして今回の本法の場合におきまして、同じような法文にしたわけでございまして、本法だけにつきまして、もし同じ条件の場合の任意買収につきまして、さういふ取扱ひをするという明文を置きますと、逆に今まで取扱つておりました河川法と収用法との扱いが、さういふ明文がないとやれないじやないかという別個の疑問も生じて参りますので、これは法の規定しております趣旨にかんがみまして、その精神を實際

の運用上生かして行くというふうに取り扱ひたいと考えておる次第であります。

○福田(喜)委員 今の御答弁でよくわかりますが、今までの取扱ひでは正直者がばかを見るような扱いであつたわけですが、さういふふうにするならば改めたいだき、さう思ふわけですが、なおこの問題は小委員会に移して、さらに検討して行きたいと思ひます。

最後にもう一ぺんあなたにお伺ひしますが、本法によりますと、買収あるいは交換等のために実測を行つた結果、山については相当のなわ延びが出て来ることは必然でございしますが、過去におきまして支払つた固定資産税、相続税等の額にいかなる措置がとられることになつて、この点について御意見を承りたい。

○白石説明員 過去の固定資産税、相続税等につきましては影響はございません。

○福田(喜)委員 今のあなたの御答弁から、相当矛盾したことも出て来ますが、あまり何ですから小委員会に移してさらに研究することにいたします。

○松浦委員 先ほど大臣に開発銀行の融資についていろいろお尋ねしたのですが、経審の部長はおいでになつておられますか。

○井出委員長 調整部長が見えております。

○松浦委員 それでは事務的になるかもしれませんが、ひとつお尋ねしたいと思ひます。われ／＼予算委員会できめたのは、御存じのように電力三百五十億、海運が百八十五億、特掲産業が九十五億その他二十億で六百五十億と

いうことであります。これは今度いろいろ修正の場合に考慮した点もあつて、大体六百十五億くらいに圧縮するところ、さういふ点、私の聞かんとするところは、その、その他二十億というものは大体農林関係の物資生産に融資せられるものであると思ひます。ところがいろいろ新聞紙上その他を見ますと、ほとんどそつちの方にしわ寄せしてしまふように考えられるが、私の考え方は、金が減れば、これらの六百十五億全体のパーセントの上に減らすべきではないか。それをその他の二十億にしわ寄せしてしまつて、回収金を他の十分でなければ農林物資の融資をしないというふうな方向に審議されておるといふことを風聞するのでありますが、新聞にもさういふような記事が出ておるが、これは誤りであるかどうか。行政はそんな不公平なことではいけないと思ひますが、これについてはさういふふうにお考えになつておりますか。

○松尾(金)政府委員 ただいまお話のございました予算説明書に掲げられております内訳につきましては、さらに十五億ほど圧縮することになつておるかどうかという点が一点であつたと思ひます。この点は御承知のように、当初予算案につきまして一部修正がございました。資金運用部資金の借入れによる財源の手当措置が約十五億ほど減少するようになつて、従ひまして開銀の資金運用の面につきまして、どこからか十五億ほど圧縮した運用をしなければならなくなるわけでありまして、これはしかし現在までのところではまだはつきりした打合せ、相談もできていないのでありますが、この十五

億の圧縮という面は、おそらく各産業部門の特掲産業部門及びその他予備といふようなものを含めまして、全体の運用見込みの中のどこからか圧縮するといふことに相なるだらうと思ひます。決してその十五億を、その他部門の二十億の中から削除してこれが五億になるといふようなことにきまつておるわけではもちろんございせんし、現在の各省が相談をいたしまして、その他の部分から十五億だけ削除するといふようなことはおそろくならないのではないか、さういふふうにお考えをいたします。もちろんこれは決定ではございません。

それからもう一つのお話の点は、かりに十五億圧縮ということになるとしても、その他、予備の二十億というのどの程度確保されるか。御承知のように開銀資金の運用につきましては、予算全体の圧縮の影響をさうむりまして、相当大幅な圧縮を受けておるわけでありまして、従ひましてその際にも開銀の資金の手当をいたしまして、せいぜい一ぱいの回収金を見込む、せいぜい一ぱいの資金手当といふことで運用見込みを立ててあるわけでありまして、さういふ二十五億という見込みを立てておるわけですが、これも今申しましたように、開銀の資金状況がせいぜい一ぱいの見込みを立てておられます関係から、その他、予備の二十億が今ただちに出るといふことになつてどうか、これは非常に問題があるわけでございします。もちろんこれが二十億だけでなくて、開銀の資金状況をみて、特掲されております各産業部門の金額が、今ただちにその総額が出るということでないことは同様で

ございます。今お話の新聞等に伝わりました点は、さういふ状況でございすので、その他、予備の二十億といふこの点の運用については、この際何もきめないでおこう。つまり開銀の資金運用につきまして非常に手固く見たいといふ方の立場も各省には一部あるわけでありまして、さういふ立場からの意見から申しますと、このその他、予備の二十億という点は、今運用すること避けるために、この点は一応この際運用の考え方をきめないでおいてはどうかという考えも、今まで相談の経過ではあつたのでありますが、かりにさういふことにいたしますと、今お話のように、結果的には事業が参つてしまふといふことになりかねないと思ひますが、その後の各省相談の結果は、その他、予備の部門をこの際きめないでおくといふのは、今お話のあつたようなことになる懸念もございします。やはりこの点は開銀の資金状況を見て、やはりほかの部門と同様に運用を始めて行く、さういふことになつて行かなくてはならないと思ひます。まだ最終決定ではございせんので、これ以上申し上げかねると思ひますが、審議の経過としてさういふ段階があつたことは事実でございす。現在までの打合せのところでは、おそろくさういふことにはならないだらう、さういふふうには思ひます。

○松浦委員 近く次官会議をやつて決定する運びになつて行つたことであるが、今御説明になつたように、開銀の融資というものは、私どもは、当初予算で六百二十億組んだのですが、今までの造船、石炭その他のことを考へてみると、その方面には実に放漫な

融資がある。この六百二十億の中で二十億組んである、その二十億というのは、国内の自給度の問題について、あるいは外貨の獲得について相当実効的に効率をあげているのです。本年も電力の方に三百五十億使う、石炭に百八十五億使うということになっておるが、これは基礎産業の基礎的な投資です。それからただちに自給の上に影響しないことは当然であるが、実際世の中のためになつてゐるのは二十億なんです。その他という言葉を使つてゐるものから、あなた方事務的に非常に軽く見るのです。だん／＼やつて来て、下の方はどうでもよいという考え方になりやすい。私は、今中小企業その他の連中が非常に苦勞しておるときに、この二十億というものはまったく旱天の慈雨のようなものであると思ふ。それを非常に輕視されておるのではないか、輕視してはならないということが一点なんです。それからもう一つは、あしたにでも次官會議を開くと言つておられるが、その審議過程において、その他の問題についてどういふ割振りをするか、あるいは特掲の六産業についてはどういふ割振りをするかという話合ひがないはずはない。なければあしたの原案が出されない。あるとしたならばそれをひとつ発表を願ひたいと思ひます。

○松尾(金)政府委員 今のお話の、その他と書いてあるから輕視するとか、あるいは金額が二十億というものの中に圧縮されておるから輕視しておるといふ、そういう氣持は毛頭ございませぬ。かりに関係各省にそういう考へがあるといふとすれば、少くとも經審の立場で十分そういう考へ方を正さな

ければならないと思ふわけでありませぬ。なお今、あすにでも次官會議に出してどうなるかというお話であります。これはもちろんまだ関係各省と最終的に相談がきまつたわけではありませぬので、現在の状況ではあすにどういふことにはちよつと参りかねると思ひます。いづれそういう経過をたどつて参ると思ひますけれども、次官會議なりあるいは閣議なりに、私も今各省と相談いたしております。その内容が決定して各産業部門それ／＼に、この部門に幾らの内訳はこうだといふような形で提出されるわけではございませぬ。そういう具体的な金額をどういふことになりませぬ、ケース・バイ・ケースに審査をしなければならぬわけでありませぬ。そういう点は、御承知のように開港銀行自身がそういう審査を進めるわけではございませぬ。今審査されておられますのは、開港銀行がそういう審査なり貸付をやります際のもの、基本的な考へ方という程度のもので、その内訳等についてごまかな金額のわくといふようなものを審議いたすわけにも参りませぬし、またそういうことには決してならないわけではございませぬ。

○松浦委員 農林関係全体のこととは、さつき大臣にいろいろ話す時間がなかつたのですが、きょうは林野庁の長官がおられるから、これらの開港融資に對して林野庁関係として、つまり林産物の加工、貿易、自給度の問題について必要な要望があるだろうと思ふので

すが、その要望について——ちよつとお二人おられるから話がしやすいと思ふのですが、あなたの方ではどれだけ要望して、どういふような見通しなんでしょうか。それから經審の方は、その要望を受入れるだけの用意があるかどうか、またそれだけの確信を持つておられるかといふことを、両方にお聞きしたい。

○柴田(榮)政府委員 現在までの進捗はきつめて十分でございまして、しかも二十八年度のごとき、決定に至るにすでに資金が非常にきつ／＼つになつたといふことで、現在留保せられて、特に私どもの方として取上げていただくという了解を得ていた項目についても、現在未決定の状況でございませぬ。さらにわれ／＼も資金の状況等も勘案いたしまして、できる限り効率の高い方面で融資のことをお願いいたしておるわけではございませぬが、それすらも現状におきましてはきつめて困難な見通しを持つておる次第でございませぬ。国内の自給度の向上の点から申しましても、あるいは國際收支の改善の上から見ましても、私どもが二十九年度について一応計画して、農林省から計画として相談をいたしております。ペニヤ合板施設の融資等に関しましては、現在のところきつめて見通しが悪いといふ話を聞いておりますが、これら

は一面におきまして、国内の自給度の向上、ひいては大きく国土保全の面にまで發展させますラワン材の輸入によりまして、最も窮迫いたしておりますわが國の針葉樹の節減、これらに及ぼす大きな國策上の影響、あわせまして、最近の情勢から言いますと、わが國のペニヤ業界の内容の整備によりま

して、主として米國向けのペニヤ・ブライウツの輸出は飛躍的に増大し得るという見込みを持つておりますので、この際これらがそれ／＼開港の融資の目標といたしまして、他の産業と比較して輕視されるべきものではないといふふうな考へておりますので、この問題は今後、それ／＼の關係方面に十分御了解を得て、ぜひとも確保する方向にお願いいたしたい、かような考へを持つております。

○松尾(金)政府委員 ただいま林野庁長官のおおげになりました、たとえは合板というような産業は、もちろんこれが輸出産業としても相当重要な外貨獲得の役割を果しておりますことは、私も十分承知いたしております。農林業というグループの中に、國際收支の改善でありますとかあるいは国内自給度の向上という面で、それ／＼重要な役割を果しております部門がたくさんあることも十分承知いたしております。ただ何分にもこのわく／＼といふほどの確定的なものではないのでございませぬけれども、一応の目安として、その他、予備として二十億といふようなものがあるわけでありませぬ。この目安に對しまして、それ／＼各産業部門から、行政機構の上からいいますれば各省から、ただいま申しました國際收支の改善とか国内自給度の向上に直接、きつめて効果の多い産業部門からの資金要求が持ち込まれると思ふのであります。そういう實際の具体的な調整といふことになりますと、これまた非常にむずかしい問題になるわけではございませぬが、それはそれ／＼の各省で、それらの重要点を十分に開港銀行にもお話しただけで

でありませうし、あるいは開港銀行の直接の監督の責任にございませぬ大蔵省方面でも、この点についてはあるいは開港その他との相談の上に乗つての運用をいたしておると思ひます。それらの点につきまして、農林業について、あるいはその他といふことになつておるから輕視するといふ考へはどうかと思ひます。そういうことを、重ねて申し上げたいと思ひます。

○松浦委員 輕視しないといふことがはつきりしたのですが、あなたの方の打合せの中に資金の状況を考慮してといふことを言つておる。その資金のことを考慮してといふことは、やはり回収して来るものことも考えられるでしょう。今の造船、石炭なんかの回収率が悪いことは申すまでもない。今まで一千億も造船に對して出しておるものが、二十億しか返つておらぬという事実がある。その方が焦げつたにもかかわらず、その方だけに多く出して、その他の方にしわ寄せするなんということがあつたら、これは承知できません。もし資金状況がまずかつたならば、六百五十億平均にその率を下げるとか、わく／＼をちぎめるというならわかるけれども、それを農林物資その他の、今仰せになつた自給度の改善をするとかあるいは國際收支の均衡を現にやつておる方向にのみしわ寄せをすることがあつたならば、これは承知できません。その点を私は指摘したい。これは広汎な中小企業に影響することなものです。それで大企業の方の回収の悪いは審議しておられるが、今まで開港並びに復金時代から造船に一千億以上の融資をしておられるが、二十億しか返

りません。その点を私は指摘したい。これは広汎な中小企業に影響することなものです。それで大企業の方の回収の悪いは審議しておられるが、今まで開港並びに復金時代から造船に一千億以上の融資をしておられるが、二十億しか返

つておらぬでしょう。そういうことを
しておいて、大衆産業に關係するもの
の方にし寄せするといふことがあつ
たら承知できない。これはどうなん
ですか。

○松尾(金)政府委員 最初に、先ほど
も申し上げたかと思いますが、特掲さ
れております産業部門に、それ／＼目
安としての金額が一応計上されてあり
ますけれども、これは決してそれが一
定のわけであつて、その産業部門には
当然に金額は出るというものではござ
いません。またそのわけまでの金額が
ただちに今出るといふわけではござ
いません。御承知のように開業銀行
は、この点についてはケース・バイ・
ケースに嚴重な審査をいたします。ま
た審査をいたしまして現実に資金の貸
付をいたします際には、開業銀行自身
として、当然自分の手元の資金繰りを
頭に描いて運用をいたすはずでござ
います。従ひまして、これらの一応掲げ
られてあります目安の金額といふもの
は優先確保されて、その他の部門の
ところは金があつたら出そうというよ
うなことになることは、従来の運用
からも当然でありまして、特に私から
重ねて申し上げるまでもないと思ひま
す。ただ今御指摘のございました資金
の需給状況を考えるという点は、もち
ろん全般的な問題でもあつたのでござ
いますけれども、御承知のように予算
の説明書の欄に、その他、予備を合せ
て二十億といふような表現になつてお
りますので、この二十億の中には一部
予備といふ觀念の金額が入つておると
いふふうに私どもも考えざるを得ない
のでございます。そういう意味で、先
ほど申しましたような開業銀行自身の

資金繰りがそこを精一ぱいに見ての運
用計画でございましてから、その中に一部
予備が入つておるといふ意味で資金状
況を開業として考えて、二十億のわけ
と申しますか、目安の運用をやるべき
だ、こういう意味の表現でございまし
て、この分だけにし寄せが来るとい
ふふうには考えていただかない方がよ
ろしいのではないかと思ひます。

○松浦委員 それで今一応の目安と言
つておられるのですが、われ／＼は議
会において開業に六百五十億の融資を
するのには、これ／＼／＼／＼のこと
で融資をしるというのをきめたので
すよ。あなた方はそのきめたわけの中
で、どの産業にどれだけといふことは
また御審議になるのです。開業は融
資の実務をやるのです。その場合に、
それではこういうことをやつておいて
もらいたい。きようは実は小林さん
に來てもらつてよく話したいと思つた
のですが、実務をやる開業の方が、わ
くは年度中にはやるのだ、しかし優先
的に造船や石炭の方にまわしてしまつ
て、年度末の来年の三月三十一日ごろ
にやうやくかき集めて大衆産業にやる
のだといふことでは問題にならない。

わくはなるほどやるにはやつたのだ、
しかし融資は一年中を通じてその計画
に従つてやらなければならぬ。それ
が優先的に大企業の方だけに使われ
て、中小企業に最後に残つて來たもの
の、回収されたものを一番年度のしま
いにやるなんといふことがあつてはな
らないのですから、あなた方はわれわ
れ議會で審議した数字の範囲内で計画
を立てられて、それを今度個々の産業
に割当てられる、それを融資する場合
には公平にやつてもらわなければなら

ぬ。きまつた以上はどつちが優先とい
うことはない。私はむしろ三百五十億
のものと、あるいは船舶のものと
いふようなものよりも、先ほどから言
つておる大衆産業が今日は大事な
だ、それが生産をあげておる、それが
今日の経済をやつておるといふことを
考えられるならば、これは融資の実務
に對しても公正にやつてもらいたい。
それをひとつ通告してもらいたいとい
ふことを重ねて申し上げておきます。

○川俣委員 関連して一点。これは本
問題に直接關係しないのですけれども、
融資の仕方についてちよつとお尋ねし
たい。開業の特掲融資にいたしまして
も、その他の小わくの融資にいたしま
しても、大体各主管官庁を経由して開
業に行つておるんじゃないかと思ひま
す。農林省の關係から見ますと、農
林省の金融課を通じて開業に行つてお
ると思ひます。その書類の形式はどん
なような形をとつておられますか。石炭
などは通産省の石炭局を通じて開業へ
まわつておるようですが、その点は事
務的にどうなつておられますか。

○松尾(金)政府委員 開業が融資をい
たします際には、一応の基本的な考え
方は、開業も政府の基本的な考え方を
体してやるわけだと思ひますが、具体
の場合には、やはり開業として、も
それ／＼の關係各省に種々意見を求め
ると思ひます。ただ今御指摘のござ
いましたような書類の動き方につきま
しては、私実は開業銀行の直接の監督と
いふことが、所管の責任でもございま
せんので、あまり詳しく存じておりま
せんので御了承願ひたいと存じます。

○井出委員長 松岡俊三君。
○松岡委員 林野庁長官にお尋ねをい
たしますが、東北六県、新潟県、この
七県のブロック知事が會議を開いて、
国有林野法が明年の三月三十一日ま
で延びたといふことに対しては、内報に
接したと見えまして、すこぶる遺憾の
意を表してゐるのであります。ぜひと
も二年間延期してもらいたいという決
議をしてその要請をしておつた。それ
が一年しか延びない。申すまでもない
けれども、東北の方の人間はすこぶる
のみ込みがおそいのであります。二十
六年、二十七年にはほとんどこの問題
については、出足がごらん通りの運
れておる。そのところから三年しか期
限がない。それに加えて不作凶作等が
あつた。東北六県、新潟県の知事が、
ぜひともこれを二年間さらに延長して
もらいたいといふことを強烈に要望し
ておるのであります。これは一年間た
けで仕事を運ばせようといふ内意から
出たのであらうかもしれませんけれど
も、政府ではさうに思つていらつ
しやるかも知れませんが、なか
なか東北方面はそうは行かない。これ
は出先の知事の要請がきわめて当然の
ことだと思ふのでございます。もしも
これが一年で行かないといふことにな
りますと、ことに三年のものが今度一
年延びたので、私はまたこれは延ばさ
なければならぬやうになるだらうと思
う。これは知事の要請が適正であるとい
ふことをお認めになつておらないの
かどうか。あと一年でもつてこれは終
り得ると思ふのでございますか、いか
がでありますか。

○柴田(衆)政府委員 実は一応整備法
の期限内に完了の見込みでありました
けれども、い／＼／＼な凶作の状況その他
からいたしまして遅れておると、東北
の方が何と申ししても対象面積が多
いといふことで、まことに申訳ない次
第でございまして、事務的に多小遅延
いたしておる。この際これも特に急ぐ
といふことは、い／＼／＼な面において
無理が生じるということ、十分完了
の見通しを立てまして、三十年の三月
三十一日まで延期といふことをお願い
いたしておりましたので、現在の進捗状
況からいたしまして、決して皆極方に
御心配をかけるような無理はしない
で、完了できるというふうを考えてお
りますので、御了承願ひたいと思ひま
す。

○松岡委員 二十六年に始まつて二十
六年、二十七年の実績を見てもおわか
りになつておる。ようやくこのごろわ
かつて來たやうなぐあい、二十八年
度に少しその能率が出たといふくら
いの程度であります。この国有林の問題
の根本的問題については、私は大臣
の御出席のときに譲りますが、この問
題だけは出先の知事があれほど熱望し
てゐるのである。(一年々々延ばして
行くんですよ)と呼ぶ者あり。いずれ
このことは今だれもおつしやつたやう
に、だん／＼一年々々延ばされる、こ
ういふことになると思ひますが、これ
ではとてもできるものではないのでご
ざいますから、知事の要請はきわめて
適正なものとして御一考くださるやう
に私はお願いいたします。もしこれが
聞かれないとすれば、われ／＼の方で
も考えがある、これだけ申し上げてお
きます。

○井出委員長 この際御了承を得たい
ことがあります。降旗徳勝君より去る
四月七日の本委員会における農業移民
の問題に關しまして、中村委員の発言

を引用した際、その引用の仕方が誤つておつたので、その部分を取消したいとの申出があります。つきましては委員長において速記録を取調べの上、関係部分について適宜処置したいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後三時二十五分開議

○井出委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際委員各位の御了解を得たいことがございます。昨日の理事会において協議したところでありましたが、目下米国におきましては可燃性繊維製品の販売を禁止する措置がなされつつあるよしであります。これによりまして、絹製品、羽二重等のおが国からの輸出が大きな打撃を受け、ひいてはわが国蚕糸業にも影響するところが甚大となるのではないかと思われます。つきましては、とりあえずスカーフ、ハンカチ等につきましては、適用除外の措置を米国当局に要請するため、農林委員、通商産業委員等とも連絡をとりまして、本院に対し決議案を提出する運びにいたしましたとの理事会の結論でありました。決議案の案文等につきましては、通商産業委員長とも協議の上、成案を得たいと思ひますので、委員長に御一任願ひたいと思ひまして、この点各位の御賛同をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後三時三十二分休憩

午後三時三十九分開議

○井出委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより臨時疎安需給安定法案を議題といたし審査を進めます。

去る四月八日本委員会において、臨時疎安需給安定法案の審査のため必要でありますので、さき事項に関して農林大臣及び通商産業大臣において資料をとりまとめの上提出されるように、議長に対してこれがとりはからいをお願いいたしましたのであります。その件名は、各肥料製造会社における製造肥料種類ごとの生産能力、過去三箇年の生産実績、製造原価、二、日本開発銀行が肥料製造会社に融資した金額の各社別内訳並びに政府が融資あつての各社別製造会社より提出せしめたる各社別の製造原価等の参考資料、これらを四月十二日を期限として提出方を要求いたしましたのであります。しかるところ農林大臣並びに通産大臣の名義をもちまして、以下申し上げますような回答文が参りました。それを読んでみますと、

調査報告書の提出について
昭和二十九年四月九日付衆議院第五号による内閣総理大臣宛の疎安に關する資料の提出方の要求に対し別添の通り調査報告書を提出する。
なお、要求のあつた資料のうち、製造原価に關する資料については、政府として公式に調査したものを持合せていない。ただ通商産業省においては生産数量、原材料価格等すべて現状を前提として各種の資料を参考として平均的原価を推定概算することは可能であつて、これを事務上の参考としてゐる。しかし乍らこの原価についても通商産業省の見解を

公表することは、これを差控えたいた所存である。就いては懇談会等適當な機会において、事務局より上記の平均的原価試算について簡と御説明させることと致したい。
かような意味の回答文でございませう。従ひまして委員各位から御要求のありましたものの一部は提出されて御手元に配付されているはずであります。が、かんじんの原価に關する点が今申し上げたような事情に相なつております。右御報告を申し上げます。
この際川俣清君より発言を求められております。これを許します。川俣君。

○川俣委員 先般の委員会におきまして、委員会満場一致の決定をもちまして、政府に対し、疎安工業合理化に伴う資金の融資あつせんについての努力を要請しておるのであります。これはまだ法律ができておりませんけれども、できる前提として開銀等に融資あつせんをいたしておられるのであります。それから、この際臨時疎安需給安定法案の審議の上から、何ほどの疎安生産費の審議がつかみ得ておるか。また将来法律に基いてつかもうとしたのでありますけれども、この法案を審議する上に、ぜひとも現在の生産原価というものを知り得たいという必要から、通産省に原価計算の資料がないにいたしても、開銀等に対して、当然合理化資金の融資あつせんを受ける上からは、何らかの形において各社の原価計算が出ておるはずであるから、それをひとつお示し願ひたいのかというのが骨子であつたわけでありませう。ただ参議院の側では、通産省の持つておる原価計算を要求しておりますが、本委員

会では、通産省がお持ちでないというので、各社が開銀等に提出された原価計算、すなわち将来合理化資金を運用いたしまして、現在生産しておるコストをどの程度下げるか、またどの程度拡充して行つて生産を上げるかという内容となすところのものがあるはずであるから、それをひとつお示し願ひたいのか、こういうことであつたわけでありませう。そのことがやはり臨時疎安需給安定法案とやらに關連して参りますので、ぜひともその点を要求いたしておつたのであります。が、今委員長のところに届いたような分では、政府の誠意のほどが認められなないのであります。もう少し政府といたしまして、この程度は発表できるのだとか、あるいは誠意は持つておるけれどもどうだとかいうようなことが、もう少し具体的にならなければならぬのじやないか。ただ逃げてばかりいて問題の解決を引延ばすようなことになりませうと本案の審議が渋滞することになるおそれがあると思ひますので、これらに対する大臣の所見を伺いたたい。

○保利國務大臣 前回の委員会でも、また私から通産大臣に、とくと相談をして、御要求の資料が出されるようにやれという御要求の趣意は、ごもつともございませうし、私としましては、一日もすみやかにこの法案の成立を希望いたしておりますので、支障なき限り提出を見られるようにお話をいたしまして協議をいたしました。が、決して資料提出を回避して、議案の審議

に支障を来たさしむるというような趣意ではなく、通産大臣また通産当局において考えられるところもあり、またどういふものが實際現実にあるかということは私は承知いたしております。ので、こういうことといたして、資料は出しました一応書きものとしての資料は出しました。に關して十分できる限りのことはいたすという趣意でございしたもので、この書類を提出いたしました次第でございませうから、やがて通産大臣もお見えになると存じますし、その辺の事情につきましては、責任当局者からさらに御聴取をいたさうと思ひます。

○井出委員長 河野一郎君。

○河野(一)委員 この機会に農林大臣にも、今の御答弁でありませうから、お聞き及びを願ひたいと思ひます。私ども、新しい憲法になりました。新しい議會の経験が薄いので、事情不案内な点が多いのでございませうけれども、しかしわれわれ、国家最高の機関が國政の審議の上において、必要な資料として政府に要求したものに對しては、政府はこれが秘密であるとか、これが何であるとかいふようなことは大きなお世話なのであつて、秘密を必要とするものは、われわれの責任において秘密にこれをいたすべきものであると、私は思ふのであります。これは委員長にもお考えいただきたいと思ふのであります。が、今度の政府の方の答弁書は、その意味において旧憲法時代の觀念で書きになった答弁書のように私は思ふ。これは仄聞するところでありませうが、われわれはまださういふ研究をいたしませんけれども、すでに参議院の

に支障を来たさしむるという趣意ではなく、通産大臣また通産当局において考えられるところもあり、またどういふものが實際現実にあるかということは私は承知いたしております。ので、こういうことといたして、資料は出しました一応書きものとしての資料は出しました。に關して十分できる限りのことはいたすという趣意でございしたもので、この書類を提出いたしました次第でございませうから、やがて通産大臣もお見えになると存じますし、その辺の事情につきましては、責任当局者からさらに御聴取をいたさうと思ひます。

る金を借りているのに、インチキな事類をつけて金を借りるということは許されない。このお金を借りるのに、生産費が幾らであるかということが国民に発表ができないで、国民の金を借りて行くということは許されないのです。それをしてもあなた方がかばうという事は間違っております。ことにあなた方は、安くできるものを不当に高に農民に売らしておるから、今からこれを出したらどういふ事態が起るかわからないというので懸念せられておる。あなた方自身がそれを恐れるのであつて、それまで生産者の立場をかばふ必要がどこにありますか。かれらが同志集つて資本金を持ち寄つてそしてやるならよろしい。今日はそういう段階ではありません。通産省があつせんし

て開業銀行の金を融資して、工場を運営さしておるのです。国民全体の金を使つて工場を運営しておるのに、生産費を国民全体が知ることができぬというばかなことがあります。もう少し考えをかえてもらわなければいかぬ。それを旧態依然として生産者の立場——生産者はそういうものを発表すれば迷惑をするかもしれない。べらぼうに高くできておるものを安く売らして、かわいそうな思ひをさしておるから、それを言ふと株が下るといけないから、それは農民の立場に立つてわれわれも考へてやらなければいかぬというなら筋が通る。ところがそうじゃなく。今われ／＼が知つておるところでは、七百年代のものが多数あるということを仄聞しておる。こうわれ／＼が疑ひを持つ以上は、そうじゃない、實際は八百円以上かかつております。それを七百年で売つております、こう明ら

かに言うべきだ。そうして農民を納得さすべきだ。だから二百億の融資をしてそれを下げてやらなければいかぬ、こうすべきである。現在そんなに安くできておるのに、何の必要があつて二百億の融資をするのか。それをあなた方がなおかつかばつて、それは見せられる、見せられぬ、見るべきものではない、かろうとかあろうとか、そういう態度であつた方がおられる以上は、あなた方全部は生産者の味方で、そのうちあんまりばかりしておるのであつて、われわれとは根本的に立場を異にするものだというふうに考えざるを得ない。御再考を煩わしたいと思う。農林大臣はおられぬから、事務当局はひとつよくその点を御考慮願いたい。ことに柿手君のごときは、通産省の方の肥料を扱つておられる当事者でしょう。それならそれで立場をはつきりすべきだ。これにあなたは肥料の問題について、農林省の方から通産省の方にかつて行つた人だ。農林行政の中で育つて来た人だ。だからその点を明瞭にしていただかなければ困るということを十分御考慮をせられ、善処せられんことを要望いたします。

○井出委員長 河野委員に申し上げますが、農林大臣は、ただいま参議院の本会議で肥料検査法の一部改正法案が上りますので、そこへ行かれました。それから、おつつけ衆議院の予算委員会の方で通産大臣の手があくと思ひますから、問もなく見えると思ひます。

○川俣委員 本農林委員会から先般通産当局に對して、というよりも、確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法案、及び臨時確安需給安定法案を出されております政府に對しまし

て、その審議の基本となるべきものの資料といたしまして、――各生産業者が通産省のあつせんを得て開銀の融資の申請をいたしておるようでありましかれども、臨時確安需給安定法案は確安の需給の調整、価格の安定をはかることを目的といたしておりますし、また通産委員会にかつております法案は、確安工業の合理化を促進しようといふことであることは、私が申し上げるまでもないこととあります。従いましてどのような合理化をはかつて、需要者であります農民に寄与するかのいうことが重大なわけで法案が出ておりますことは、これまた私の強調するまでもないこととあります。ところで法案の審議上、現在の肥料業者がどの程度のコストで生産をいたしておるかといふことを、重要な資料といたしまして私もこれを把握しなければならぬのであります。また通産省といたしまして、合理化を促進するといふのでありますから、この合理化は、――現在の日本の肥料メーカーからいまして、以前ほどのコストの差はないにいたしまして、以前は戦前から戦後にかけて、四階級ないし五階級にわたつた生産費を基準にしたABC Dクラスまでつて価格調整をいたしておつたのであります。今日はそれほどこまでの開きはないにいたしまして、また開きのあることは合理的な点だと思ひます。従いまして高度に生産コストが下つておるところは合理化の余地が大分なくなつて来ているだろうと思ひます。また合理化の余地が非常に大きく存している会社もあると思ひます。そこで合理化資金の貸出しのあつせんをされるからには、現在の

コストというものをつかんでおらないで、一体合理化ができるのかといふことになると思ふのです。もう合理化の限度に達しておるものもあるであらうし、あるいはもつと合理化を強度に進めて行かなければならぬものもあることは明らかであります。ところが現状のコストもつかんでおられないといふことになりまして、本法をつくりました意味をなさないと思ふのです。私も通産省の行政の中であつて入らうとは思ひませんけれども、現在通産当局としてお持ちにならないでも、開銀に融資のあつせんを依頼されておるからには、どの程度のコストであるかといふようなことが当然わかつていなければならぬ。これは融資をした資金の返却が将来はどうなるのか、現在どの程度のコストであるかといふことが出て来なければ、これは完全な融資の資格者じやないといふことになる。そういう点から、開銀はもちろんのこと、通産省もある程度のものは把握していなければならぬ。通産省としてそれが正確であるかどうかという裏づけができるかどうか、私は疑問だらうと思ひますけれども、おの／＼の会社において融資のあつせんを受けるからには、責任を持つてこれを返還するといふ義務がついておる。従いまして将来はこの程度に合理化して資金の返還はできるし、現在どの程度の程度だといふこと、これは当然申請の内容の重要な要素である。通産大臣は、大蔵省におられたときにおそらく無条件にお貸付になつたことにはないと思ふ。そこでそれらのものをもちになつておるはずだから、お出しになつてはどうかといふのです。それは政府の責任ある、裏づ

けのあるものだといふふうに私も必ずしもとるわけじやないのです。重要な資料であるから、一応参考としてお出し願ひたいといふことをたび／＼要求いたしておるわけです。この点について通産大臣はいかようにお考えになりますか。

○愛知國務大臣 ただいまのお尋ねはまことにどうもだと思ふのであります。それから私といたしましては、再々委員会からさうな御要求のあつたこともよく存じておりますし、いたすので、まことにどうもともなひとでもあり、また私もこれは当然いろいろと御説明いたすべきものと考えております。ただ、ただいまもお話がございまして、開銀銀行に對して推薦をするお申しですか、その場合におきまして、この点はいろいろ御批判のあつたことと思ひますけれども、従来のやり方は、各会社の各工場別等について詳細に検討して、それを付して開銀銀行に出していたのではないようでありまして、それで、たとえば各工場別の原価等につきましては、實際上通産省といたしましては、それらを今持つていないわけでありまして、それから公式に調査したものは従来においてなかつたわけでございます。そこでこれは私から率直にお願いをいたしたいと思ふのであります。公式に書類等の上におきましてどういふふうな状態であるといふことを申し上げるだけの自信はございませんが、しかし何と申しましても平均的にどういふふうな原価の姿になる、あるいはどういふふうなものであるといふことは、通産省としてもちろん考えもございまして、それから大体的に見当もつきましますこととござ

いますから、非公式に御懇談、御説明を申し上げる機会がございすれば、非常に幸いだと思ふのでありまして、これは公に詳細な資料といふことになりまして、準備がないことと、それから自信がございせん関係で、さうなことで御審議を願へば非常に仕合せだと思ふのであります。そういうことでございまして、現在われ／＼としてどういふ点は自信がないが、こういうふうな見方であるといふようなことについて、できるだけ詳細に御説明する用意はいつでもございまして次第であります。

○川俣委員 時間がないようですから簡単に御尋ねしますが、政府は合理化の必要を強調せられておるわけですが、合理化といふことになりましますと、合理化の限度に達しておるのか、合理化の必要があるのかといふことが当然検討されていなきやならぬはずだと思ふ。これはおそろく合理化の必要を強調されておるからには、何らか把握しておらなければ合理化の必要を強調される理由がないと思ふ。合理化の必要を強調されるのが薄弱なら基礎が薄弱になつて来るんじやないか。しかも四条にわづ／＼政府は合理化を促進するために必要な資金について融資のあつせんをするといふ条項まで入れて法案をお出しになつておられるのであります。この法案が通らないうちですに融資のあつせんをしておられるのです。そうすれば何らか法案が出ないうちにあつせんをしておられるからには、基礎がなければならぬはずだと思ふ。その法案が出てから基礎がわかるんだという説明ですけれども、もう融資のあつせんは始められておるので

す。法案が出てからでなく、出されたままにしておいてあつせんは始められておるのです。そんな基礎が薄弱なのに融資のあつせんをされたとは私は思わない。この政府が、あらゆる面において緊縮財政をとつておる、開銀の融資も非常に削減をされておる中において、そんな薄弱な理由で融資のあつせんをされておるとは思わない。何らかの基礎がなければならぬはずで、その基礎が、とことんまでだれから見ても、神様が見ても間違いがないかどうか、そんなことを私は聞いておるんじゃないのです。大体のものを把握してこの法案を出されたのであるから、持つておられるものを出しになつたらどうか。それに信憑性がどれだけあるかということは別問題です。法案を出されるからには、合理化が必要だと言ふからには、何らかの基礎を持つておらなければならぬはずで、大臣は合理化については非常に熱心なはずだから、合理化を促進される考え方には、必ずその基礎を持つて、これくらいのことでは合理化できるといふ目安を持たなければ、こういう法案が出て来るはずがないのであります。それをあなたの方でお持ちにならなければあえて私は問わないのですが、現在の経営はこのような内容だ、これをこうかえて行くならばさらに合理化が促進するということ、資金のあつせんを受けけることは明瞭なものです。その明瞭なことまで明瞭にできないということになりますと、これはやみ金融と同じですよ。おそらく政府の金をやみ金融されるわけはないと思う。その点でもう一度大臣の御答弁を願いたい。

○愛知国務大臣 先ほども申しましたように全然やみくもにやつておるわけではもちろんございませんので、たとえば生産の数量なり原材料の価格なり、一応現状を基礎にいたしまして、これを前提として、平均的なコスト計算といふものを推定いたしておるようなものもございまして、それからさらにそれ以外に相当なまにかい点につきましても、もちろんわれ／＼として研究をしております。その基礎資料もあるわけでございます。ただ先ほど申し上げましたように、各工場別等についての原価の見通しという点だと思ふのであります。そういう点につきましても、ひとつ先ほどお願いいたしましたような方法でお取上げ願ひますれば、私どももいたしまして非常に幸いなのであります。あるものがあるが、まに率直に当委員会に御説明をするというのをあえて私はいやがるわけでは毛頭ございせん。ただ正式の書類等にいたしまして出すだけの自信と余裕がないと思つておるのでございませう。

○川俣委員 通産省でお持ちになつておりますならば相当詳しいものをお持ちになつておるはずなんです。今までの説明によりますと、各製造工場の平均のものは、割合正確に持つておる、こういう答弁なんです。ところが合理化資金は確安協会にお出しになるのじやないんです。各製造工場にお出しになる、また製造工場ばかりではない、製造会社じやないのです。しかもある会社のこの工場というふうには限定してまで出されているのです。これは確安協会に出されておるのなら、その答弁でけつこうなんです。そうじやないのです。ある会社のこの工場というところで調べて合理化資金を出しておられるのでありますから、その会社のある工場自体にまでも立ち入つてお調べになつなければ、合理化資金が出ないはずだ。それをあえて回避するところにかへつて疑惑を受けるのです。すなわちさきから、私も別な専門じやありませんから、私どもは高利貸しみたいなつもりで追究しようという考え方はしてないのです。それが間違ひであるといつて、行政監察のように工場へ出向いて行つて、この資金がいかにか悪いとかいふようなところまで私どもは関与する考えはない。大づかみなものをつかめていなければ法案審議の上で支障が来るからということなので、そんなけちな考え方でお尋ねしているのじやないですから、できるだけひとつ公表せられて、世間の誤解の中にこの法案が通るといふことのないようにいたしたい。特に造船業等においては、融資のあつせんについては誤解を招きやすいので、一応私どももある程度のものを把握した上でこの法案を審議して行きたい、こういう明瞭な立場に立つておるのであります。いたずらに通産省の困るところをつついて困らせようというような考え方はないのです。どうしてもこれは明瞭な資金のあつせん、明瞭な価格の決定が望ましいということだけなんです。どうぞその意味でお答えを願ひたい。

○愛知国務大臣 お話になりますことは、私も非常によくわかるつもりでございます。それで私もこだわるわけではないのでありますが、こういうふうな状況であるということとをひとつ懇談会でもお聞きをいたしまして、そこで私どもの申し上げることも十分御検討いただきまして、そしてその取扱い方等について御協力、御支援をお願いすることにさせていただきますと考えるわけでございます。

○川俣委員 そうすると、こういうふうにして了解してよろしいですか。私は秘密会でお聞きすることを決して拒んでゐるものではないのです。ただそういうことで責任をのがれて、これができるのだといふことに利用するために秘密会なんといふことであるならば好ましくない、こういうことなんです。いふ／＼与える影響が大きいからまあそこでは意味なら別ですが、秘密会が大体のことは話をしたのだからこれで了承してくれといふような責任を回避する意味の秘密会であるならば、私どもは応じかねるので、大臣の所見をお伺いしたい、こういうことになるのですが、その内容がもつと私どもの納得の行くような内容でありますれば、秘密会であろうと何であらうと私としてはあえて問ひません。しかしながらそこで責任を回避するような意味のものであるならば、断じて私どもは承服できないという点だけを了承願ひておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 ただいまお話の通りでございます。私先ほどから申し上げておりますように、率直に誠意をもつて御審議をいただきたい、そのためにできるだけだけのことは私どもいたすのが当然だと考えます。そこで一度ともかく開発銀行は金を貸さないで困るから、こういう法律をつくつて、政府が確安製造の改善のためにこういうことをいたそうといふことなので、そう

○河野(一)委員 蛇足を加える必要はありませんが、今川俣君の質問に対する通産大臣の御答弁に二つの点で私は意に満たない点がある。

第一は、開発銀行の金を融資する場合に、最初にあなたが述べたにりましたように調査が粗雑であつたかもしれないといふことは不穩当だと思ふ。これはただちに速記録を訂正されるがよろしいと思ふ。そういう点でなことで開発銀行の金が融資されておつてはよろしくない。これは通産省は十分に調査をして、書類を整えるべきは整えて、開発銀行の金は融資してあるのだといふことであらうと、誤解を招きますから、それはただちにそうおとりはからい願ひた方がいんじやないかと思ふのであります。私の申し上げたことに違ふ点があれば別です。これは前大臣の時代のことであるから、調べるべきものも調べてないし、添付すべきものも添付してないに融資をしてしまつてあるのだ、こういうのならあなたの責任じやないけれども、それから申し上げませんけれども、しかし私はそういうことは万々なからうと思ふ。われ／＼の経験でも、先ほどあなたのおられるときに言つたのだが、相当慎重な添付書類をつけてやつておるのです。それでもなか／＼開発銀行は金を貸さないで困るから、こういう法律をつくつて、政府が確安製造の改善のためにこういうことをいたそうといふことなので、そう

のであつて、ただ単にメーカーの救済にすぎない。合理化と称して国の投資を求めぬにすぎぬというように世の法律に終るきりが多分にあるわけでありまして、それで四月八日の当委員会におきましては、政府の有権的な立場におけるコストというものは現在把握できないかもしれないけれども、しかし合理化に名をかりて開議等の融資がすでに行われていてという場合の生の資料でもいいから、それを委員会に参考として提示を求めて、これを一つのよりどころとして今後この法案の審議を進めて行こうという態度から出発したのであつて、当局において真剣にこの法律案の審議を促進しようという熱意がある場合においては、率直にそれらの資料は提示されてしかるべきであるというふうに考えるわけでありまして、この点の理解が通産、農林両大臣においても欠除している場合においては、またたくこの法案の審議は進まない。われ／＼も協力することができないということを申し上げておきたいわけでありまして、この点に對してどのような御見解を持つておられるかという点と、特に通産委員会において何ら合理化並びに輸出法案の審議を行つていないということは、現在の客観情勢から見ると、すでにかかる法案の必要はないというお考えでこれを放置されているかどうかという点も、あわせてお伺いしたいわけでありまして、

○愛知國務大臣 まことにごもつともでございます。ただいま御指摘の通り、このコストの問題については、またそれだけに私も実は自信がなかつたのでありますが、各会社別はちろんのこと、各工場別のコストに相当の開きがあるように感ぜられます。これは今後の御審議でもいろいろ／＼その点を具体的に見ていただきたいと存じますが、この点が確かに問題なのであります。先ほど申しますようにこれは十分御審議をいただきたいと思ひます。ただその方法といたしまして、これは率直に申しまして各会社、各工場別などを具体的にその名前を出してこはこうだ／＼と申しますことは、私もいかにがかと申すような点もございまして、一応懇談会のような形でやつていただきまして、その結果どういうふうに取り上げたらよろしいかというこの御協議をお願いしたい。方法論について率直に私の意見を申し上げたわけでありまして、

それから第二の通産委員会の方でございますが、実は当国会におきましては、通産委員会の方は比較的法案の数が多かつた関係で、実は一昨日の通産委員会でもよく石油関係の二法案の審議を議していただきました。あと残つておりますのが航空機事業法の一部改正、これも時節柄なか／＼重要な問題でございますが、よく法律案の件数が整理されましたので、当委員会の御審議と並行して、私ももせひスピード・アップしていただきたいと考えております。これは決して通産省に熱意がなかつたわけでは毛頭ないのでございまして、主として法案が多くて何べんも御会合を願つていたのでございまして、なか／＼上らなかつたわけでありまして、私もこの際大いに努力いたします。通産委員会の方にも至急御審議を進めていただくようにお願いいたしますと存じます。

○芳賀委員 さらにもう一点申し上げておきますが、今大臣の御答弁の中にも、コスト問題の重要性というものは認識されているように私は信じているわけでありまして、ところが当委員会におきましては、今まで当局から提示されたコストに関する参考らしい資料は、平均値にして九百三十四円六十二銭、これは十貫目一かますですが、このようにある実によりどころのない数字が一度提示されただけで、その後コストに関する具体的な資料はいまだ何ら出ておらないわけでありまして、ところが問題は、この法律案の中にもうたれておる通り、肥料の最高販売価格等を定める場合においても、これは各社のうちで低コストの分から、たとえば内需に相当する分だけを加重平均にして、それで一応頭を押えるというふうな具体的な方法をとるといふことがうたれておるわけでありまして、そういたしましたと、当然十四ないし十五のメーカーの各社のコストを把握しなければ、かかる法を採用することは絶対にできないのであります。それにもかかわらず、本日の委員会における御答弁の中においても、この平均したことが資料は整えてあるというふうなことであります。平均するやうな場合には、最高最低のコストが把握されてしかる後に平均値といふものが生じて来るのであつて、そういたしますとこれを逆説的に言つと、やはり最高最低のコスト等はおおよそ把握されておる、用意されておるというふうにも承知できるわけでありまして、だからわれわれもこの点に對しては、あくまでもまじめに、十六国会以来この法案の審議に力を尽しておるのでありますから、この点に對しては、虚心に誠意のある点を披瀝して、法案の審議に協力

を求めようという態度をとられてしかるべきであると思ひますし、さらにこの審議に對しましては、先ほど河野委員が言われたように、これは何ら秘密にする必要はないのでありまして、ガラス張りの中において審議されるということが一番妥当性があるものであつて、それを応用することが一結局今取上げられておるところの、たとえば造船等に対する国の投融資にかかわるところの問題から惹起した疑獄事件等が累発しておるわけでありまして、これは大きい小さいにかかわらず類似の性格を持つておりますので、そういう点を排除するためにも、やはり公平な審議を進めて行くことが当然であると私は考えるのであります。その点に對する御所見をさらに伺ひしておきます。

○愛知國務大臣 先ほど来申し上げておりますところで、私の気持はおくみとりいただけたかと思ひますが、なおただいまの芳賀さんの御意見の御趣旨に沿ひまして御審議を願うことにいたしましたと考えております。

○井出委員長 それではお諮りいたします。これより秘密会にいたしました議事を続けたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○井出委員長 それでは委員、関係政府当局、関係議院事務局以外の方は退場を願ひます。

〔午後四時四十三分秘密会に入る〕

○井出委員長 それではただいま議題になつておりました肥料コストの問題について政府当局から説明を求めることにいたします。

○榑手説明員 それではただいま配付いたしました確定原価試算につきまして私から御説明をいたします。

○河野（一）委員

○榑手説明員 開業銀行の融資に關します私どものタッチの仕方でございますが、開業銀行に對する確定の合理化資金の融資申請というものは、その処理は各会社が直接開業銀行にいたしまして、私どもを経由するのではないのであります。ただ開業銀行が各確定会社に融資いたしますその申請書を受理いたしましたして、それを取扱ひをいたします場合に、その産業の主管官庁である通産省から意見を聞きまして、それを参考にすることはやつております。そこで私どももいたしまして、本年度は開業の融資の予定が六百二十億ですかにきまつたのであります。そのうちで確定にはたして幾らのわくをきめるか、まだきまりませんが、かりに十億なら十億、二十億なら二十億にきまりました場合にございましては、その十億なり二十億の確定の開業の融資のわくの中で、通産省はどういう仕事をやるのが適當であるかというリストをつくつて、開業に参考意見を通産省は申し出るのであります。その作業のときに、私どもとしては二十八年度は六社を推薦して、そのリストの中に入れてあるのでありまして、そのリストに掲げる場合におきまして、各社はそれぞれどういふ仕事をやりたい、その仕事はどういふ内容であるか、その仕事

をやればどういふような効果があるかという説明資料は出してあります。私どもはそれを見まして、これはよからう、これはその次に位するものであるうというようにセレクトして、大体こいうものをやろうというので推薦をしておるのであります、その推薦の場合に、各社から原価はこうだという資料を私どものところに提出していただかないのであります。ただ私どもとすれば、そういう合理化工事によつてどういふうな効果が上がるか、材料その他から大体どういふ原価になつておるだらうかといううなことにつきましては、私の方で試算をいたしておりました。そういうものがあつたのであります。開銀にコストを出しておるものは、私の方に提出されるということはないのであります。

○吉川(久)委員 これは通産省の推定ですから、実際にやつてみると、これより高くなるかもしれないし、安くなるかもしれない。ですからこんなものは何も秘密扱いにしないでよいし、秘密会にする必要もない。ただここで知りたいことは、あなたのところで取扱つた各工場の出た来たものをここで見ていただく。通産省の責任を持つて算定したところの見解を聞こうとすれば、それは大分影響するところがあるでしょうから、これは無理はないし、われ／＼もそういうものを要求しておるのではない。だからただあなたの方で取扱いだところのそれを参考にひとつ見せてくれないか。しかしその間にはいろいろな事情があるでしょうから、その事情は、金融を受けるためにこいう取扱いをやつたのだということさえ説明していただければ、

われ／＼は了とするのであつて、それを悪用して、どうのこうのと工場の今後の事業に影響するやうなそんなばかなまねはしませんから、その点はひとつわれ／＼を信用したらよい。役人にはそういうものはわかつていても、国会議員にそういうことをわからせる、それがばれてしまつて工場の事業に影響するのだという、国会議員を非常に疑つた考え方は、私は許せないと思ひます。その点は安心してよいから、あなたの方で取扱つたものを資料として参考に拝見したいわけですから、

○川俣委員 大臣にひとつお考えをお願いしたい。今公に借りておる全体のメモリーの持つておる金利は、トン当りこんなになつていない。こんな借金をしていたらたいへんなことです。おそろく二、三の会社はこのくらの金利にまわつていておると思いますが、こんな金利はまづたくこれは秘密でなければ出ないのです。こんな金を借りていたの驚くべき結果になるのです。だからこいう無理なものを私の方はお出しなさいといつておるのじやない。今言われている通りです。合理化資金を出されるからには、六社に対してもどの程度の原価計算になるのだ。それは信用するに足るのか足らぬのかということはある。あなたの方の判定もありましようけれども、一応聞いて、それではこのくらの資金を出せばどのくらい合理化できてコストが下るか、こいうことが合理化資金が出る根拠なんです。これだけやれば幾ら安くなるのだといつても、どうかかわらない。幾ら安くなるかといふことは出て来ないじやないですか。だから会社の言う通り正確なものであるかどうかといふことは、行政上い／＼な判断はあるであらうけれども、あるいはのまなければならぬ場合もあるであらう、あるいは少し無理だと思はれる点もあるであらうけれども、一応出て来ておるものがなければならぬはずですから、それをどう認定するかといふことは、あるいは行政庁としての見方もあるであらうし、別の見方もあるであらうけれども、一応そういうものがあつて、それではこれには合理化資金を優先的に出そうじやないか、割合にコスト高の会社であるからひとつ合理化資金を出そうじやないかといふ意見が出て来る。自力で割合に合理化の進行しているところもあるの

です。開きがなければ合理化資金といふものはいらぬのです。開きがあるといふところに初めて合理化資金といふものの必要性も出て来るわけですから、それを六社の大体の傾向がどの程度にあるかといふことが出せなければならぬ、合理化資金をなせ出さなければならぬといふこと根拠にならないと思ふ。大臣は資金のやり繰りについてやはずいぶん苦労されておられますから、それくらいのこと把握できないで出しておられるということはないはずで。

○愛知国務大臣 どうもこれは私まことに申訳のないのでありますが、従来当委員会に出席する機会があまりございませんでしたので、自分としても非常に考えなければならぬ点が多々あるように思ひます。ただ先ほどちよつとお話ございましたが、私は国会を軽視するとかんたかといふ意味じやなくて、これは私の考え方からお願ひ

たしたのであります、各会社から出て来たものや何かばつと新聞に出ることがどうかと思ひましたので、速記等をつづけに御懇談を願つて、今後どういふうなものを私どもの方で調整して、御協力を願ひたいかといふうな点をひとつ御懇談願ひ、先ほど速記でも申し上げましたように、御指示を仰ぎたいと思つておりましたので、から、すぐにこゝで御満足の行くうな御説明はできないかと思ひますが、その点ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○河野(一)委員 石油の場合通産省では何も書類はないのですか。
○愛知国務大臣 今申しましたのは、開銀へ融資を申し入れる場合に、その写しを出すべしといふうなやり方をしてない。
○河野(一)委員
○愛知国務大臣
○河野(一)委員 通産省に送らなければ、開銀銀行はそんなものを考慮に置かぬでしょう。何もあなたの方に決定権があるとは申しません。あなたの方の門をくぐつて行かなければ開銀銀行のものにならないでしょう。だから大臣は帰つて出直して、こゝでよく御答弁のできるようにしてもら

たい。
○吉川(久)委員 大臣はそれを経由するときの資料は手元にあるが、それをこゝではなはだ言ひにくいので、それで懇談会等に移してもらいたい、こいうお話でございしましたが、私は懇談会に移すことの方が漏れる危険性があると思つたので、それで各党の諸君の御了解を得て、私は秘密会議の方が漏れる心配がないから、こいうことで秘密会にしたのです。その辺はよくひとつ御了承されたい。そして今河野委員の言われたように十分連絡をとられて、もう少しこの委員会に納得の行くようにやつていただきたいと思います。

○金子委員 この肥料二法案を審議するにあたりまして、この法案が実施されたあかつきに、今まで全国で問題になつておりました輸出の出血を農民がかぶつておるといふ面から、ここにこいう法律が出されたのであります、従つてこの法律は、経済的に農民に実利を与えるか否かといふいう経済法律でありますので、単にこの期の硫酸が幾ら安くなるか高くなるかといふこと以外に、今後肥料生産に対して、あるいは配給の面に対しても、制度的に何らかのいゆる国家規則を加えることができるやうな面もありますが、これは別として、さしあたりこの法律によつて逆に硫酸が高くなつたといふうなことであります、こいう意味でこの法律をやつたかといふ意味がわからなくなる、こいう問題があらます。従つて今原価の問題がやかましくなつておるのもそこから出ておるのだと思ひますが、この問題は去年の暮れあるいは春、その当時だと思ひます

が、通産、農林当局にこの法律を最後に通過せしめるという段階になったときに、われ／＼はこの法律が通過することによつて、価格の上はどういう結果が出るかというのを、きわめて概略であつても知らなければならぬ。しかしながらこの確安価格の問題につきましては、一つには会社ごと、その生産費の開きが多いこと、もう一つには市場性を持つております、たとえば全購連のような消費団体なり、あるいは配給機関におきましますところの全国の肥料の商業機関というもののこの価格が発表されることによつて、相当影響力を持つて参ります。従つて経済的にたくさんの人たちに多くの影響を持ちますがゆえに、当時私は、この法律が通過するかしないかわからないのに、その悪い影響だけを先に持ちたくない、こういう気持でありましたために、通産省と農林省はこの問題を研究しろ、そうしていろ／＼の面を検討いたしまして、この法律が委員諸君の合議によりまして、修正さるべきは修正されて、いよ／＼これが通過するといふ前になりましたならば、この価格の問題に自信を持つためには一つのどういふ形になるかということを知りたい。その知る方法といたしましては、今ここに問題になつております、金を借りるために出した書類というものを参考にするのも一つでございます。うが、私といたしましては、それがいけないという意味ではなしに、当時私が同省にお願ひしましたのは、この法律が通つた後に、いわゆる確安委員会が確安の生産費を調査するための一つの基準というものが必ずできるだらう。しかもそれはもう政府が準備して

いなくちやならぬはずだということに對して、当局は準備してある、およそのものはあるということでありましたから、それならばそれを肥料各メーカーに渡して、自発的に個々の会社のものを提出してみろ、そうすればおそれなく自発的に出してくれば大体の開きもわかりますし、また正式にこの機関が法的に出発して行つたときに、少くともそれよりは上まわらない。そうすると私どもはこの法律によつてどのくらいの見当になるということが自信がつく。もちろんこの法律は私の考えでは、この期のあるいはこの次の期の肥料を何ぼ下げるかという直接の問題と、もう一つには、将来の肥料政策に對してどういふふうな考えるかという二つのねらいがあると思うのであります。従つてその前段の問題につきましては、いろ／＼の点を検討いたしまして、この法律で大体いいだろうという段階になりました。発表することが一審——これは必ず漏れるのでありますから、発表することが比較的肥料を取扱つておる各機関等に、直接の必要以上の影響をさせることがなくて済むだろうというふうなことを、私個人としては考へておつたのであります。その後私は、まだその段階になつておりませんので、通産省の係にもそれを要求いたさなかつたのであります。が、それにつきまして私は放擲しておるわけではありせんので、もう時期は一月から今日まで少し古くなつておりますけれども、その点につきましては、たま／＼今度価格問題の機会が出ましたので、適当な時期に、私が正月ごろかと思ひましたが要望した点もお示し願ひしたいと思います。

○福田(喜)委員 動議ですが、ただいま大臣の御答弁もありましたし、また政府の方に歸つてお考え願うということでありましたから、本日はこれとじていただいて、またやり直したらどうですか。

○井出委員長 それでは、さうはからつてよろしくございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 ではこれで秘密会をとじます。

〔午後五時十四分秘密会を終る〕

○井出委員長 ただいまの秘密会にいたしましてからの審議の中で、特に秘密を要する点は、速記録を取調べた上で善処したいと考へております。その点委員長に御一任願ひしたいと思います。が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 ではさうとりはからいます。

○井出委員長 この際小委員の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴ひまして、目下肥料に関する小委員三名、林業に関する小委員三名がそれ／＼欠員になつておりますので、その補欠指名は委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、追つて公報をもつて発表いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後五時十八分散会

〔参照〕

小委員の補欠選任

今十四日農林委員長において、次の通り小委員を補欠選任した。

農林委員会肥料に関する小委員

遠藤 三郎君

金子與重郎君

安藤 覺君

農林委員会林業に関する小委員

遠藤 三郎君

古川 久衛君

稲富 稜人君

昭和二十九年四月二十二日印刷

昭和二十九年四月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局